令 和 6 年 9 月 犬 山 市 議 会 定 例 議 会 会 議 録

第５号　９月11日（水曜日）

◎議事日程　第５号　令和６年９月11日午前10時開議

第１　一般質問

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

◎本日の会議に付した案件

日程第１　一般質問

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

◎出席議員（１７名）

１番	丸　山　幸　治　君	11番	岡　　覚　君
２番	ﾋﾞｱﾝｷ　恵　子　君	12番	岡　村　千　里　君
３番	増　田　修　治　君	13番	鈴　木　伸太郎　君
４番	光　清　　毅　君	14番	沼　　靖　子　君
５番	小　川　隆　広　君	15番	久　世　高　裕　君
６番	島　田　亜　紀　君	16番	柴　山　一　生　君
７番	諏　訪　　毅　君	17番	柴　田　浩　行　君
８番	小　川　清　美　君	18番	大　沢　秀　教　君
９番	畑　　竜　介　君		

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

◎欠席議員（１名）

10番　玉　置　幸　哉　君

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川　　敦　君	議事課長	大　鹿　　真　君
主　　査	石　黒　絵　美　君		

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

◎説明のため出席した者の職・氏名

市　　長	原　　欣　伸　君	副市長	永　井　恵　三　君
教育長	滝　　誠　君	経営部長	井　出　修　平　君
市民部長兼防災監	武　内　雅　洋　君	健康福祉部長	髙　木　　衛　君
子ども・子育て監	小　幡　千　尋　君	都市整備部長	森　川　圭　二　君
都市整備部次長	丸　井　良　修　君	経済環境部長	新　原　達　也　君
教育部長	中　村　達　司　君	消防長	大　澤　　満　君
企画広報課長	古　田　隆　行　君	総務課長	舟　橋　正　人　君
多様性社会推進課長	小笠原　健　一　君	市民課長	吉　田　高　弘　君
子育て支援課長	青　山　貴　一　君	子育て支援課主幹	中　村　美　和　君

子ども未来課長	上　原　眞由美　君	子ども未来課主幹	伊　藤　真　弓　君
子ども未来課主幹	神　林　宏　之　君	都市計画課長	高　木　誠　太　君
都市計画課主幹	一　柳　佳　誉　君	土木管理課長	吉　田　昌　義　君
環　境　課　長	髙　橋　正　直　君	学校教育課長	西　村　岳　之　君
学校教育教育課主幹	鈴　木　早　智　君	文化推進課長	大　黒　澄　子　君

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

午前10時00分　開議

◎議長（柴田浩行君）　ただいまの出席議員は、17名であります。

通告による欠席は、10番、玉置幸哉議員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議員各位に申し上げます。

小幡子ども・子育て監より、昨日の久世議員の一般質問の答弁内容について、発言を訂正したい旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監　小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　昨日の久世議員の一般質問の答弁内容に訂正があります。

質問項目に、要旨１点目の養育支援訪問事業に関して、事業の実施が必要と判断した家庭については、訪問を受け入れていただける全ての家庭に対し、適切に実施していますと答弁させていただきましたが、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭も事業の対象としていることが明確でなかったため、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭を含め、事業の実施が必要と判断した家庭については、訪問を受け入れていただける全ての家庭に対し、適切に実施しておりますと訂正させていただきますので、よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君）　久世議員、発言があれば許可いたします。何か発言ございますか。

久世議員。

◎１５番（久世高裕君）　今の訂正の内容は、要綱の部分で、そこはあの答弁内容は間違ってなかったってことでしょうか。

昨日は養育支援訪問の要綱の部分で、虐待のおそれがある児童について、国の要綱では入っているけど、市ではどうなっているんだっていう質問だったんです。それに対して答弁が、要綱には入ってないということを言ってたように思われるんですけども、その部分を訂正はないということですかね。

今の訂正内容だと、実態の部分について今後、やっていくというような訂正になるんですかね。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監　小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　今のご質問にお答えします。

要綱の中にも入っておりますので、訂正させていただきます。

◎議長（柴田浩行君）　要綱の中に、だから、今の久世議員の確認に対しては要綱の中に入っ

ているということでいいですね。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　入っています。

◎議長（柴田浩行君）　久世議員。

◎１５番（久世高裕君）　質問自体そこまでめちゃくちゃ難しいことではなくて、国の要綱に入っている、市はどうなっているんだ、実態はどうだというような質問だったんです。そこで、要綱にはとか、実態はとか、またこうやって訂正があるわけだけど、正直今聞いても、どの部分をどう訂正したのか、まだいまだに分からないとこでもあるんで、明確にしたいんですよ。なので、要綱がある、要綱に沿って事務が行われているというはずなんです、この市は。なので、ただ要綱が例規集を見ても、ほぼ載ってないもんですから、たまに規程とかは載っているんだけど、全部が載ってるわけじゃなくて、ほかの事務についても、例えば附属機関についても、要綱どおりに沿った運用がされていないということがあったんです。だから、そういったものを内部で総点検する。この質問がある前に、それもちゃんと点検するのと、あと僕も手伝いますんで、チェックは、公開してほしいなと思います。

以上です、発言として。

◎議長（柴田浩行君）　分かりました。ご意見として。

それでは、議事日程に従いまして、会議を進めます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

日程第１　一般質問

◎議長（柴田浩行君）　日程第１、一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

13番　鈴木伸太郎議員。

◎１３番（鈴木伸太郎君）　おはようございます。13番、鈴木伸太郎です。議長に通告させていただきました２件について、一般質問させていただきますので、よろしくお願いします。

件名１、犬山南小学校校舎改築工事のトラブルを考えるということですが、皆さんご存じのように、犬山南小学校の校舎改築で不備がありまして、先日８月30日に保護者向けに９月半ばから校舎、また使いますよという案内が出ておりました。

これのトラブルが発表されたときに、20年ほど前ですか、あの姉歯事件っていう高層マンションの設計で、基準を偽装するというのを思い出しました。全国的に大きな事件になって、その頃手抜き工事なんて言葉もあったりして、そんなようなことでいろいろ思い出したんですけれども、何しろ新しく建物を行政のほうで造ってもらったと。その建物というのは、学校に限らず、50年、60年と、私は間もなく還暦ですが、私の孫とか、その子とか、そのぐらいまで使っていく建物なんで、造っておくときに、やっぱり後世に迷惑かけないように、我々もチェックしとかなきゃいけないんだろうなというふうな認識を持っております。

今回、ほかの議員さんの通告をずっと見ていて、この案件に関して取り扱われる議員さんがいらっしゃらなかったんで、私、この校区ではないんですが、取り上げさせていただきます。

そこで、要旨１です。今までに見つかった不具合とその対応はということで、引渡しが年度末にあったかと思います。それから今、この夏休み期間中までの間に、どんな不具合が見

つかって、教育委員会のほうにどのように報告されて、どんな修繕が行われたかというのを具体的に教えてください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長　中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君）　ご質問にお答えします。

まず、施工不良箇所は、北館の外部階段と内部階段の２か所です。

外部階段は、本年５月14日に、階段と北館校舎をつなぐ梁からコンクリート片が落下したという学校からの報告により判明しました。

原因を調査したところ、北館２階及び１階の床面と外部階段を固定するためのアンカーボルトの位置が設計図面とずれており、また、外部階段と校舎２階の接続部分への無収縮モルタルの充填が不十分であったことが分かりました。

内部階段は、外部階段と同様の施工方法であることから、市の指示で、壁や天井をめくり、点検を実施したところ、階段と校舎の接続部分に無収縮モルタルが充填されていませんでした。

施工不良への対応としては、児童の安全を最優先に考え、当該箇所を修繕するまで階段を使用禁止とし、北館２階を利用していた２年生の教室を南館へ移動しました。

修復工事としては、内部階段は６月に無収縮モルタルの充填をもって完了し、外部階段は８月に階段及びアンカーボルトを撤去し、新規製作の上、設置し、９月３日に接続部分へ無収縮モルタルを充填し、塗装などの仕上げを行い、完了したところです。

これらの工事により、避難経路の確保ができたため、２年生の教室を北館に戻し、９月17日火曜日より北館での授業を再開する予定で、このことは８月30日に保護者へ周知しています。

また、見つかった施工不良の原因調査と合わせて、そのほかの施工不良がないか調査を実施しましたが、新たな施工不良はありませんでした。

施工不良とは別に、北館を実際に使用した上で、修正してほしいとの要望を学校から受けて対処した箇所は複数ありますが、大きなものとしましては、１年２組教室の床のへこみ、給食室調理機器の配置、食器等の洗浄後の排水が挙げられます。

◎議長（柴田浩行君）　鈴木議員。

◎１３番（鈴木伸太郎君）　今朝も犬山南小学校の脇を自動車を運転して、まだ工事途中なのかなあ、17日に間に合うかなと思いつつ通ってきたところですが、17日から再開ということでしたけれども、施工不良とはまた別に、何件か床のへこみとか、給食室調理機器の配置とか、排水の課題とかが、細かいところはあったように聞きました。

そこら辺も含めて、原因は何だったのか、責任の所在はどうなのかとか、あとこれ、どこが費用を負担するのか等々の対応を教えてください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長　中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君）　ご質問にお答えします。

犬山南小学校改築工事の施工不良の原因を検証した結果、工程が完了していない状況が施工業者の担当者間で共有されておらず、確認を怠ったまま次の工程に進んでいたことが分かりました。

また、確認を怠っていた内容について、施工業者から市の監督職員及び監理業務委託業者への相談及び報告が行われていませんでした。

北館の外部階段と内部階段については、設計図どおりの施工ができていないため、犬山市公共工事請負契約約款41条の規定に基づき、契約の内容に適合しないものと判断し、施工業者の責任として、施工業者による補修を行いました。

施工不良ではない部分の対応として、１年２組教室床のへこみは、設計図どおりの施工であり、鉄筋コンクリート工事標準仕様書の基準内でありましたが、児童の机が不安定との報告があったため、張替えを行いました。

給食室の調理機器の位置は、設計図どおりに施工されていましたが、学校関係者の意図する配置となっていなかったため、位置を変更しました。

給食室の洗浄後の排水は、設計図どおりに施工されていましたが、より効率的に作業するに当たり、使用方法の変更に対応するため、排水の接続を変更しました。

今、ご説明した不具合については、施工業者との協議の上、費用については施工業者が対応しています。

◎議長（柴田浩行君）　鈴木議員。

◎１３番（鈴木伸太郎君）　幾つか新しいことが分かりました。

今の答弁の冒頭で、施工不良の原因はやっぱり確認不足、ほうれんそうなんて言葉をよく使いますけれども、やっぱり報告とか連絡とかチェック機能が働いていなかったからなんだろうなということが分かりました。

そこら辺、やっぱり特に大きな建物を建てるときなんかも絶対にやってもらわなきゃやっぱりいけないんだよねっていうところだと思います。

それから、施工不良でない部分の対応として、床のへこみとか、給食室の調理機器の位置とか、給食室の洗浄後の排水の問題とか、これが新たにご答弁いただいたんですが、これは私もほかの工事に関係する人からの情報で、こういうことがあるみたいだよみたいなことをちらっとお伝えした、そしたらこういう答えが返ってきたということで、それ以外はなかったのかというところを今回聞きたかったんですが、今の答弁にはなかったんで、ないというふうに信じておきますが、もしこれがほかにもあったよっていうことであれば、何て言うか、隠しているってことはないと思うんですが、こちらから聞かれたら答えてくれるけど、そうじゃなけりゃ教えないよみたいな体質であれば、すごい悲しいことだと思います。

同じ案件で、ほかにまた新たな案件が出てこないということを願っております。もし出てきたときに、じゃあこれがいつ分かってたんだ、それが例えば私のこの一般質問の前にもう既に分かってたんだよってことになると、何で黙ってたのみたいなことを私も言わざるを得ないんで、そういうことがないことを願っています。

要旨３です。今後の防止策ということで、起きてしまったことは仕方がない。でもまだ南

小学校の工事は継続しております。今後、似たような事象が発生しないような対策が必要だと思いますが、どのような策をお持ちでしょうか、お聞かせください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長　中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君）　ご質問にお答えします。

現在進めている南館の長寿命化改良工事の施工業者は、北館の施工業者と同じであるため、再発防止対策として、次のとおりの対策を加えて進めてまいります。

１点目として、施工業者の担当者間における情報共有及び確認不足を防ぐため、北館で実施していた作業ミーティングをこれまでの朝と昼に加え、業務終了後にも実施し、合わせて作業完了を書面で見える化し、施工内容の進捗状況を共有する現場体制とします。

２点目として、工事の進捗状況の確認は、現場のみに任せるのではなく、会社全体が確認できる体制とし、現場に対してチェック及びバックアップを強化します。

３点目として、検査及び監督職員への報告する項目は、工事請負契約書に定められたもののほか、施工業者、監理業務委託業者、監督職員と協議の上で決定し、より詳細な報告をすることとします。

こうした改善の取組を積み上げながら、引き続き適正な工事ができるよう努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君）　鈴木議員。

◎１３番（鈴木伸太郎君）　しっかりとした対応を願うばかりです。

現場での打合せというのは頻繁にやっていただいて、ミスとか施工不良とか、そういうのが発生しないように注意していただくというのは当たり前で、これからさらに厳しくやっていただくというふうに認識しました。

今回質問するに当たって、もう一つ聞きたかったなってところは、内部統制的なところで何か不良があったよと、それが多分工事関係者か、そこで使っている子どもなのか、教職員の先生方なのか、誰かが気づく。それが学校に上がる。それが多分教育委員会に上がってきて、それで事業者さんともまた話をしていくという、そこら辺の流れがどうなっていたかなっていうのを聞きたかったんですけれども、多分今回のことを受けて、いろいろまた、改善すべきところがないのかもしれないけれども、改善すべきところがもしあるとすればまた改善のほうをお願いいたします。業務の流れみたいな内部統制的なところですね、しっかりやっていただきたいと思います。

今までは要旨１、２、３と、犬山南小学校のことについてお伺いしてきました。これから先、要旨４から先は、この事例を持って、じゃあ、市全体でこれからどうしていくかということを伺っていきたいと思います。

要旨４で、過去に遡って調査すべきではないかということで、私が議員になって13年ですが、楽田小学校とか、いろいろ建物が新しくなったり、改築されたりしてまいりましたが、大体ここ10年ぐらいのところで、同じ今回のような案件は発生していないのかお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長　井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君）　ご質問にお答えします。

過去10年間の新築の大きな工事としては、体育館（エナジーサポートアリーナ）、楽田小学校、消防署北出張所、市文化史料館南館（ＩＭＡＳＥＮ犬山からくりミュージアム玉屋庄兵衛工房）、城前観光案内所、消防団第５分団車庫などがありますが、全ての工事について施工不良はございません。

◎議長（柴田浩行君）　鈴木議員。

◎１３番（鈴木伸太郎君）　施工不良はないと断言していただきましたので、ちょっと安心しました。これからもそうであることを願います。

要旨５です。過去にはなかったということですが、じゃあ今進行している案件、冒頭取り上げました、犬山南小学校のほかにも、ちょうど今、仮称の橋爪・五郎丸新子ども未来園、建設中ですが、特にこちらのほうもＺＥＢとか、新しい建て方もされているかと思いますが、そんなところで見直すべき点がないのかどうか、お聞かせください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監　小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　ご質問にお答えします。

（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事の工事監理の体制は、工事監理者として設計を担当した安井建築設計事務所、専任監督職員として都市計画課職員、主任監督職員及び総括監督職員として子ども未来課職員を配置しております。

現場定例会議を１週間に一度開催し、工事工程表により、全体的な進捗状況、直近の工事内容を確認するとともに、配筋検査、鉄骨検査などの必要となる検査については時期、立会者を明確に定め、漏れのないように進めております。

今回の犬山南小学校校舎改築工事における施工不良のような事象を引き起こさないために、書面上の監督職員に加えて、専門的な知識を持った都市計画課の営繕担当職員をサポートとして配置し、工事関連書類のチェック、検査への立会など、複数の目で確認をしています。

工事は、支障なく順調に進捗しており、現在のところ、南小学校のような不具合が起きる要素は見受けられませんが、市民の皆様に安心・安全な施設をご利用いただくために、工事完了まで緊張感を持って臨んでまいります。

◎議長（柴田浩行君）　鈴木議員。

◎１３番（鈴木伸太郎君）　現在のところ、もうばっちりだという答弁だったかと思います。多分、人員の配置とかも、今まで全部、南小学校も含めて、しっかりやってきてくださっていると思いますが、どこかでやっぱり綻びが出るときは、私でもきっとありますし、それをどこでチェックして防いでいくかというところは、やっぱりどんな仕事でもあると思いますんで、不都合のないように、期待をしております。

とはいえ、やっぱりチェック体制というのはどこかで必要だよねというところで、要旨６

ですが、監理機能を強化をすべきではというところでございます。

発注する施主が市になりますが、設計するところと、施工するところと、その事業をチェックする、管理するところと、三者が牽制を効かせていかないと、今回のようなことになるのかなというところで、そういう意味で監理、外部の独立した視点、チェックする目が必要なのかなと私は感じました。そこら辺の独立した監理の視点が必要だと感じますが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長　井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君）　ご質問にお答えします。

公共施設の建築工事の施工に関しては、関係法令や各種要領等に基づき工事請負者や工事監理者、市の監督職員・検査職員などにより、品質管理に必要な施工確認や検査が行われることとなっています。

特に、工事監理者は建築士法に基づき、当該建築物が設計内容のとおり施工されているかの確認を、専門的な見地から行うこととなっております。

工事監理機能の強化として、今の体制に加えて議員ご提案の外部の独立した視点を追加することは、工事監理で見落としがあった場合などの対策として一定の効果が期待できると思われますが、実際には多額の費用が見込まれることから、品質管理のために市の負担が増えることの是非も踏まえる必要があると考えます。

本来、工事請負者や工事監理者が発注図書などに基づいて適切に工事を実施することは当然の責務であり、まずは現行の制度の中で対応していくべきだと考えています。

発注者である市としては、工事請負者や工事監理者に対し、業務の適切な履行を行うよう、強く求めていくとともに、適切に工事が行われているのかの確認を今以上の頻度で行っていきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君）　鈴木議員。

◎１３番（鈴木伸太郎君）　費用の面でやっぱりすぐには難しいよということでしたが、今回の案件は特にその主役である子どもたちが数か月間、不利益を被ったわけなんで、そういうことを考えると、お金の問題じゃないよなという気もいたしますが、まずは現状のままで確認を今まで以上の頻度で行っていくということだったんで、そこら辺に期待したいなと思いますので、よろしくお願いします。

私も建築に関してはど素人なんですが、以前、監査委員をやらせていただいたときに、工事監査という業務に関しては、従来の方法から、専門家に見てもらうというふうなのを提案して、それをやって、今もそれは続いてるんだと思います。

多少は牽制が効くようになったかと思っていますし、私なんかもど素人なんですが、見に行くと、設計と違うなというのが私でも分かるんですよね。結構、工事現場って、仕様が都度都度変わっていくんだなっていう、もちろん図面と現場に見比べたら、都合が合わないところが頻繁に出てくるというのは、それはよく分かります、あるんだろうな。ただ、それをどう変えたというところをしっかりみんなでコンセンサスを取ってかないと、不都合が発生

していくなということを強く感じましたんで、監理、現状のままでということですので、現状の目をさらに厳しくしていただくよう要望しておきます。

件名２です。業務のデジタル化を考えるです。

私も以前からデジタル化を提案しておりますし、ほかの議員さんもデジタルについては提案されております。昨年度、総務委員会でも、１月でしたか、大雪が降った日に、兵庫県の宝塚市へ参りまして、あちらの業務を勉強させていただきました。

皆さんいろいろな提案をされるんですが、私は特に会計事務について、デジタル化を推進したらどうかということを前々から言っております。特にというか、やっぱり会計で監査から出てくる例月の資料とか読ませていただきますと、支払い漏れとか遅れとかが結構ちょくちょく出てきてると、これはあんまりよろしくないよねと思っていたら、支払い先間違いなんていうのもあって、これは非常に、絶対あってはならないことです。私も以前、勤めてた会社では、支払い漏れとか、支払い間違いなんてなかったですけどね、物すごい怒られましたし、私も管理職になってからは、物すごい怒る、今だとパワハラって言われるぐらい怒りました。それはやっぱり先方に物すごい迷惑をかけますし、この伝票１枚で相手が不渡り出すかもしれないぞぐらいの勢いで叱責されたし、叱責した記憶があります。

ところが、犬山市の場合は、まだまだちょくちょく見受けられるというところで、もちろん人が少ないとか、業務の負担が個々にかかっているというのは理解しますが、やっぱり起こしちゃいけないと。いろいろそういう意味で改善を提案してきましたけれども、現状どうなのかというところをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長　井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君）　ご質問にお答えします。

デジタルにかかわらず、含めて全般の改善点についてご報告させていただきます。

本市では、これまで支払い漏れをなくすよう、事務担当者が支払金額や収入金額、支払いや収入の予定日などを事前に処理経過表に記入し、実際の支払いや収入があった都度、その実績を追記し、課長が確認の上、その結果を毎月会計課に報告するという対応等を取っていました。

しかしながら、さきの７月臨時議会での案件でご存じのとおり、処理経過表への記載が適切になされておらず、チェック機能が働いていなかったことが支払い漏れの要因の一つであったと考えられる事例が発生しました。

これを受け、再発防止策として、処理経過表によるチェック体制のさらなる強化を図りました。

具体的には、毎月第１週目に経営改善課が全課の処理経過表を確認し、前月分までの処理経過が適切に更新されているかのチェックを行うこと。次に、毎月第２週目に各部長が所管部局内の処理経過表の更新状況を確認するとともに、幹部連絡会において副市長に報告すること。このことにより、従来の各課長による確認だけでなく、経営改善課、各部長による確認も加え、複数の目によるチェック体制を構築しました。

また、契約・会計事務の基礎知識を再確認し、適切な事務処理を指導、実践できるスキルを強化するため、７月に若手職員、８月に主査以上の職員を対象に「契約・会計事務に関する研修」を開催しました。

加えて、処理経過表への記載漏れを防ぐことを目的として、当初予算や補正予算成立後には、都度、経営改善課より、関連する予算を処理経過表への反映を行うよう、各課に指示を出しているところです。

また、業務の効率化、支払い漏れなど防ぐための議員がおっしゃった電子請求・電子決裁・文書管理といった事務処理のデジタル化についても検討を進めており、昨年10月からこれまでに４回、事業者から説明やデモンストレーションを受けるなど、経営部や会計課で導入に向けた勉強会を行っているところです。

◎議長（柴田浩行君）　鈴木議員。

◎１３番（鈴木伸太郎君）　チェックの目が増えるのはいいことだと思うんですが、あんまり人が少ない中で、あんまりそこら辺のチェック体制を複雑にすると、また大変だし、そこら辺でなるべくデジタルの力を借りていったほうがいいのかなというところで提案をしておりますので、失敗がないようにしっかりチェックしていただくのは当然でありがたい話ですが、どこまでそれを評価していくか、どこかで職員の皆さんの負担もどこかで軽減するということも合わせてやっていかなきゃいけないなと思います。そんなところで私はペーパーレスみたいなところを提案をしています。

ちなみに、私、百姓ですけれども、私の主たる取引してるところは、もうペーパーレスですので、納品書もないですし、請求書を出すこともないです。向こうも受領書は当然出しませんが、信用取引みたいな感じで、持っていって、とにかく伝票なしで持っていく、１か月後ぐらいに支払いがあるというふうになっています、農業の世界です。

民間でも恐らくというか、私が退職する13年前はそういうふうになってきていたんで、今はもっと進んでいると思います。ぜひぜひ検討のほうをしてください。

要旨２です。今後のビジョンはあるかというところで、いろいろデジタルと言っても、窓口対応のデジタルもあれば、私が提案するような、どっちかと言うと、ない中のデジタルみたいなところもあると思います。

よく私、展示会好きで行くんですけど、例えば防災備品、備蓄品の管理、これは商品管理の専門業者が提案しています。こんなのとか、これは防災備蓄品だけでなく、図書館の蔵書のチェックなんかも休館日なしで蔵書のチェックができたりとか、固定資産の所有者調査管理システムとか、上下水道料金システムとかいろいろ、多分、ご存じだと思います。できること、できんこと、もちろん費用もかかるんで、あると思いますが、とにかくいろいろある。

その中で、じゃあどこに焦点を当てていくかとかいう市全体のビジョンというか、そういうのをやっぱりつくって推進していかないと、現場の皆さんはデジタル、デジタルと言われても、じゃあ具体的にどっちの方向へ進むのかというのは分からないとなると、またちょっとかわいそうだなというところがあります。全体的に市としてどっちのほうへ行くんだっていうところをつくるべきだと思いますが、要旨２でお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長　井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君）　ご質問にお答えします。

情報政策課では、８月から９月にかけて職員向けにデジタル化推進に向けたアンケートを行っており、それを踏まえて、直接、職員ヒアリングも実施する予定です。

このアンケートは、デジタル化の現状把握と今後の改善策の検討を目的としており、アンケートの結果を考慮しながら、当市の実情を踏まえ、今後のＤＸ推進に向けた展望、必要な事項などを整理していきます。

また、この９月議会におきまして、ＤＸ推進支援業務委託のための補正予算を上程しており、お認めいただければ、デジタル技術を活用した市民・事業者への新たなサービスの創出や既存サービスの改善・促進、業務の効率化等の検討を行い、それらを踏まえ、今年度中にＤＸ推進のための指針を策定する予定です。

さらに、Ｄのデジタルだけではなく Ｘのトランスフォーメーションについても、職員の意識改革を図るため、総務省の地域情報化アドバイザー派遣制度を活用した研修等を実施する予定です。

◎議長（柴田浩行君）　鈴木議員。

◎１３番（鈴木伸太郎君）　アンケートを取って、職員の皆さんに聞き取りをして進めていくということでしたが、それを基に全体的に犬山市としてどういうことをやっていくんだというのが皆さんに分かるように指し示していただくようにしてください。

とはいえ、やっぱりデジタルというのは新しいことなんで、専門的な知見を有する人をトップに添えて、犬山市はこっちへ行くんだというふうにすぐにやるのは難しいのかなと思います。

そこで、要旨３の提案ですが、デジタル移行の責任者等、外部人材を導入すべきではということです。

プロパーで育成できればいいんですが、人口７万人ぐらいの年の市役所で、そういう専門職を育てるのもなかなか大変ですし、一朝一夕には難しいと思います。大きなところに行けば、そういう人も育成できるのかもしれませんが、そういうこともちょっとなかなか難しいかなと思います。

ほかの自治体では、そういうスタッフが、外部スタッフがそれなりのポストに就いて、要はデジタルの推進の責任者というポストに就いて引っ張っていくというところは結構あります。当市もスパンはどうあれ、そういう人をどこかに添えて、迅速にデジタル化を進めるべきではないかと提案をいたしますが、お考えをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長　井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君）　ご質問にお答えします。

本市の人口規模では、専門的な知見を持った人材を正規職員として任用することは難しいという現状があり、そこは議員と認識が同じところだと考えます。

先ほども答弁させていただきましたとおり、今議会にＤＸ推進支援業務委託の補正予算を上程させていただいています。

この業務では、事業者から当市専属の担当者を定期的に庁内に配置することにより業務を行うという形で、外部人材の活用を図りつつ、当市の実情に即した具体的なＤＸ推進の提案を受ける予定です。

また、今年度の結果を踏まえて、来年度は、専門的知見を有する外部人材をさらに活用していくことを検討しているところです。

◎議長（柴田浩行君）　13番　鈴木伸太郎議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時41分　休憩

再　　開

午前10時50分　開議

◎議長（柴田浩行君）　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。12番、岡村千里議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

12番　岡村千里議員。

◎１２番（岡村千里君）　皆さん、こんにちは。12番、日本共産党犬山市議団、岡村千里でございます。通告いたしました４件の件数に対して一般質問を行います。当局の皆様におかれましては、見通しのよい答弁をお願いいたします。また、資料を用意いたしておりますので、随時ご覧いただきたいと思います。

では、１件目、屋内型キッズスペースについてです。

犬山市では、天候にかかわらず遊べる場所をつくろうということで、今この屋内型のキッズスペースというのが計画をされております。実施計画を見てみますと、これは令和６年、今年度ですね、今年度基本計画を行い、そして、来年度の令和７年度には設計からこの施設を造るということ、そして、令和８年度の早期に、この事業を開始するということになっております。

そこで、要旨の１、犬山市の子育て支援の中でどのような位置づけなのか。

こういった天候にかかわらず、子どもたちが安心して遊べる場所をつくるということは、とてもいいことだと思っております。ただ、子どもたちが楽しく遊べる場所をつくるということだけではなくて、やはりこの犬山市の子育て支援の中で、きちんと位置づけていくということが大切だというふうに思います。

そこで、質問いたします。この子育て支援の中で、どのような位置づけなのかお示しください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監　小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　ご質問にお答えします。

屋内型キッズスペースの整備は、子どもの成長や子育て支援のための重要な事業と考えており、第６次犬山市総合計画において、子育て施策の重点事業として位置づけています。

また、現在、策定を進めている（仮称）第１期犬山市こども計画においては、子育て当事者への支援において、安心して子育てできる環境整備として、屋内型キッズスペースの整備を位置づけることを検討しています。

屋内型キッズスペースの整備は、子どもの成長の場づくりであるとともに、子育て当事者が、子どもと一緒に自分らしく過ごせる場をつくるものであり、暮らすまちとしての魅力向上にもつながる、大変重要な施策であると考えております。

◎議長（柴田浩行君）　岡村議員。

◎１２番（岡村千里君）　答弁ありがとうございました。第６次の犬山市総合計画においても、そして、子育てのほうにおいても位置づけていくということで理解をいたしました。

では、要旨の２に移ります。計画内容とスケジュールについてです。

令和８年度の早期事業開始に向けまして、場所はヨシズヤの犬山店２階のところにつくるという計画の予定です。ですので、この２階のどの程度の面積で、そしてどのような内容を整備していくのかお示しください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監　小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　ご質問にお答えします。

キッズスペースの計画内容については、令和６年の２月議会で大沢議員の一般質問でもお答えしたとおり、屋内型キッズスペースの広さは、全体の面積を1,400平米から1,500平米程度で検討しております。

内容としましては、子どもが楽しめるのはもちろん、パパ、ママも行ってよかったと思える施設を目指し、検討を進めています。

具体的には、乳児から小学生までが身体を動かして楽しめ、また、子どもの感性や創造力を育てる遊び場や、パパ、ママがホッとできる快適な休憩スペース、子育てに関する相談が気軽にできる相談スペースの設置を想定しています。

次に、スケジュールについてですが、令和８年度の早期の開設に向け、今年度中に完成までに必要な経費を、債務負担行為により予算計上し、事業者の公募を開始します。その後、令和７年度に設計及び工事施工により完了を目指しています。

◎議長（柴田浩行君）　岡村議員。

◎１２番（岡村千里君）　ありがとうございました。スケジュールとしては、理解をいたしました。

ここで再質問をさせていただきます。

ヨシズヤさんの犬山店は、もう建てられてから結構30年以上は経過をしていると思われます。そういった中で、老朽化の問題がないのかどうか、築年数は何年か、そして、子どもた

ちが飛び回っても大丈夫なのかどうか、その点が１点。

そして、２点目として、ヨシズヤ犬山店と賃貸借の契約は何年の契約を考えているのか。

そして、３点目として、民間の建物を借りるに当たって、撤退などのリスクについてはどのように考えるか。

そして、４点目として、基本的に私は市で運営してほしいと考えますけれども、運営主体についてはどのように考えているのかお示しください。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監　小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　再質問にお答えします。

ヨシヅヤ犬山店は、昭和63年に建築され、36年が経過していますが、建物自体は、新耐震基準において建築されており、安全性が確保されていると考えています。

また、建物自体、子どもたちが走り回っても十分耐え得る荷重で設計されていますが、屋内型キッズスペースの整備に当たっては、遊具や利用者による荷重を踏まえて、安全性が十分に確保されるよう設計を進める予定です。

次に、ヨシヅヤ犬山店との賃貸借契約期間ですが、遊具や設備の更新時期に合わせ、10年から20年の間で検討し、協議しています。

続きまして、ヨシヅヤ犬山店自体の撤退リスクについてですが、賃貸借契約期間内に契約解除となる場合、市にとって損失となるため、契約履行の担保や、損失発生時の賠償を含め、ヨシヅヤと協議を進めています。

最後に、屋内型キッズスペースの運営についてですが、直営と民間活用の双方を比較検討し、利用者である子どもや保護者へのよりよいサービス提供に重きを置いて判断したいと考えています。

◎議長（柴田浩行君）　岡村議員。

◎１２番（岡村千里君）　ご答弁ありがとうございます。建築されて36年が経過ということで、安全な整備をお願いしたいというふうに思いますけれども、今の答弁で気になったのは、契約年数なんですけれど、10年から20年の間で検討しということですけれども、いろいろな事業がありますが、例えばこれについては５年契約だとか、あるいは10年とか20年の間でというのはアバウト過ぎるのではないかなというふうに思います。

例えば、できるだけ長く契約をしたいなという場合でも、例えば10年まず契約して、そこでまた見直していくとか、そういう具合なことで考えていくべきだろうということを指摘をさせていただきます。

それでは、次の２件目に移ります。（仮称）新羽黒保育園整備についてです。

これは子ども未来園施設整備10か年計画に沿ってあるものでございまして、羽黒地区にある２つの子ども未来園、これを統合し、そして民設民営という形で整備を進めようというものであります。

これまで犬山の保育園というのは、公立を中心に進められてまいりました。私立の保育園もございますけれども、社会福祉法人などで規模も100人未満というところが多いです。私

としては、様々な多様性だとか、それから子どもさんも障害のあるお子さんが多いということを踏まえますと、規模としてはできるだけ小さく、100人以下のところが、保育士さん側も子どもたちの名前、それからお迎えに来るご両親たちの顔、そういったものもきちんと覚えられるということですので、このぐらいの規模が私はいいと思っていますけれども、今ここに計画をされているこの羽黒の新園は、定員が190名ということで、非常に大規模な園です。

そして、保育士不足が全国的に問題となっている中のことですし、それから、募集要項には、120人以上の園を運営した実績があること、こういったことがありますので、手を挙げられるところは非常に限られてくるなということは、初めから想定しておりましたということで、結局、募集したところ、株式会社１社だけだったということが分かっております。

株式会社にお願いするというのは、犬山市でも初めてのことです。様々なところでやっぱりチェックをしていかなくてはいけないと思いますし、また、犬山市の保育というのは、公立園でも私立園でも、どこでも質が変わらないというのが、これまでの特徴でしたので、そういったものもしっかりと受け継いでいくような形で持っていかなきゃいけないなというふうに思っております。

そこで、要旨の１、整備の進捗状況についてです。

今、公立園として新橋爪・五郎丸の子ども未来園を整備しているところですけれども、それが令和７年から開始ですが、それに続きまして、この新羽黒の保育園は、令和８年４月から開園の予定となっております。整備についての進捗状況はどのようになっているのか。

それから、この10か年計画の中には、この保育園をつくるということだけではなくて、地域の子育て支援拠点、これもつくるということになっています。そういった施設がどのような形で計画されているのかお示しください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監　小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　ご質問にお答えします。

（仮称）新羽黒保育園整備は、令和８年４月開園に向け、ライクキッズ株式会社による施工となり、令和７年５月に着手、令和８年１月末を竣工予定としています。

整備事業者決定後の令和５年度に、保護者代表、ライクキッズ株式会社、現場保育士による三者協議会を３回開催し、そこで出された意見を、保育園施設整備内容に反映していただいています。

次に地域子育て支援拠点、いわゆる子育て支援センターは、お母さんが安心して赤ちゃんを遊ばせる場の提供、子育て情報の提供、お母さんやお子さんの仲間づくりのお手伝いをする事業で、保育事業とは別に、同じ建物内の一部で事業を実施します。

配置職員は２名で、そのうち１名は常勤職員です。

この事業に携わる職員は、保育士もしくは幼稚園教諭の資格を有する方としますが、愛知県が実施する子育て支援員の研修を修了した方であれば、資格は問いません。

◎議長（柴田浩行君）　岡村議員。

◎１２番（岡村千里君）　園をつくるということの検討の中で、株式会社の人と、それから現場保育士さん、それから保護者の方の三者協議会を開催した。これは非常にいいことだというふうに思います。

ただ、子育て支援センターのほうで、表向きはその保育士もしくは幼稚園教諭の資格を有する方とするけれども、愛知県が実施する子育て支援員の研修を受けた人であれば資格は問わないというふうになっていまして、保育園そのものではありませんけれども、やはり小さいお子さんに接する、そういったところからは、やはり、こういったところから、保育の質だとか、そういったところの低下の可能性も出てくるのではないかなと心配をしております。できるだけきちんと資格を持った方で対応していただけるほうが望ましいということを指摘をいたします。

では、再質問をさせていただきます。

この民営化というのは、これまでの公立公営と違いまして、その事業者さんにある程度は委ねていくという、そういう意味合いがあると思います。様々なチェックが必要ですけれども、ここを請け負っていただけるライクキッズという会社についても調べさせていただきました。

愛知県の中でも、令和５年度から半田市で、にじいろ保育園花園ということを開設をしております。また、今も建てておりまして、令和７年度から知多市で始めていくということですし、その後が犬山ということになります。

この保育士さん不足で大変な時期に、どこも大規模だと思うんですけれども、こういう規模のものをどんどんと事業拡大という状況であります。また、関東のほうでも拡大をしているという情報がありますけれども、そういった中で、今お話をした半田市のにじいろ保育園花園という園舎の建設が、この令和５年の４月に始めるという予定だったんですけれども、それが４月に間に合わなくて、約半年遅れで完成したということなんです。それまでは、前に使っていた園舎を使っていたということなんですけれども、そういったことがあります。

それから、保育士不足がやっぱり心配されるわけですけれども、そういった保育士さんの確保は本当に大丈夫なんでしょうか、その点についてお示しいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監　小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　再質問にお答えします。

半田市のにじいろ保育園花園の開園が遅れた理由は、鉄骨などの鋼材価格の高騰に伴う建築コストの上昇と、建設資材の納期の遅れによるものでした。

本年度、当市と同じ事業者による施設整備を実施している知多市に確認したところ、特に遅れている状況にはないということでした。

施設整備着工までに９か月近くあり、物価上昇、経済状況は不透明な部分もありますが、現時点では、令和８年４月開園を目指し整備等、粛々と進めていきたいと考えます。

次に、保育士の確保についてです。保育士確保に当たっては、事業者が運営する他の園からの異動、有料の求人媒体による保育士募集の積極的な掲載、また、事業者の主要取引先約

100社に向けた人材紹介、そして、当市の会計年度任用職員への声かけなどにより、令和７年12月末までには、保育士職員は全員確保される予定です。

◎議長（柴田浩行君）　岡村議員。

◎１２番（岡村千里君）　ありがとうございました。半田市のところが半年遅れたというのは確かに物価の高騰だとか、そういったことがあったということですけれども、それを言えば、これからもなかなかないとは言い切れない、そういったところは考えておかなければいけないというふうに思います。

また、保育士の確保についてですけれども、これも最後におっしゃった、会計年度任用職員への声かけというのがありますけれども、こういった民営化になっていくという中のところでは、犬山市も保育士不足だから、できるだけ今働いている人たちを市でずっと雇用してということで説明があったと思います。なので、できるだけ今までと同じように、市のほうでやっぱり働いていただけるというのが筋だというふうに思いますけれども、その点が非常に気になったところであります。

では、次の要旨に移ります。②です。市民への周知や説明会はどのように行うのか。

新しい保育園ができる、そして、これまでと違うところにできるというところでは、多くの市民の方や、そして子どもたちにとっても様々な不安材料になっていくと思われます。そういったことを払拭するためにも、やっぱりきちんと多くの市民の方に様々な情報を知らせていくということは、とても大事だというふうに思います。

令和８年度の開園に向けて、市民への周知、そして説明会等も当然必要と考えておりますけれども、いつ頃、どのように行うのか、予定をお示しください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監　小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　ご質問にお答えします。

保育園建設地周辺町内会に対しては、工事着工前に、回覧により、工事開始の案内や保育園の内容を周知していきます。

また、保育園の説明会は、入園説明会も含め、来年９月頃実施する予定です。

あくまでも現時点での予定であり、今後事業者と協議、調整により進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君）　岡村議員。

◎１２番（岡村千里君）　今の答弁で、地元の町内会に対しては、工事の着工前にお知らせをしていくということ、それから、あとは保育園の説明会のときに説明会をというんですけれども、入園説明会というのは、もうそこに入りたいとおっしゃった方だけなんですよね。ですから、今後、協議調整を進めていくということですけれども、やはり多くの市民の方、保護者の方に対して、そういった説明をする機会というのはきちんと設けていただきたいということを指摘をいたします。

では、次の要旨に行きます。要旨の３、犬山の保育を引き継ぐ取組についてです。

公立園から民営化へ移行する場合には、保育をきちんと引き継ぐということが大切になります。こういったことがうまくいかなかった事例というのが、この愛知県の中でもありまし

て、東郷町で、不適切保育ということが大問題になりました。認定こども園で、これも公立園から民営化した、それが2023年の４月開園の園だったんですけれども、もうその年の中で１歳を受け持つ保育士４人が、子どもたちに対して暴言を吐いたということで、第三者委員会が開かれまして、今年の１月15日に報告書を出されております。

その中で言われてきたことは、解体的再構築、これを求めたということです。公立から民営化に変わった園に対する町の協力体制の不備も指摘をされました。

そして、この保育士４人のその暴言だったわけですけれども、１歳児は、最初８名の保育士が担当しておりました。ところが、１人また１人と、突然退職をしてしまって、結局は５人の方が対応したわけです。大変だから園側にも人数を補充してくれと言っていたにもかかわらず、補充はされませんでした。だから、もうこの５人のうちお１人は新卒の方だったということで、４人はベテランなんだから対応できるでしょうっていう態度だったそうです。そういった保育士さんの人数が足らない中で、もうみんな本当に切迫してしまったこと、そして子どもが犠牲になってしまった、そういったことがございました。

また、引き継ぎ保育も非常に不十分だということが言われております。そういったことを踏まえまして、質問をさせていただきます。

今回も犬山としては大きい園の公立園から民営化へ移行するんですけれども、やはりこの保育をきちんと受け継ぐことが、引き継ぐことが大切、また発達障害の子どもたちも増えてくる中で、この合同保育はどのくらいの期間を行う予定なんでしょうか。

それと、２点目として、ほかにも犬山の保育のよい点を引き継ぐ、そういった取組についてお示しください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監　小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　ご質問にお答えします。

合同保育では、民営化への移行に伴い、保育士の入れ替わり等、保育環境の変化により、子どもや保護者が不安にならないように、現在まで行ってきた保育内容などについてはしっかりと事業者に伝えてまいります。

具体的には、園長・主任予定者は、４月から12月に現在の羽黒・羽黒北子ども未来園での行事に参加するなど、園運営の状況や、一日の保育の流れを確認します。

その後、翌年１月から３月には、令和８年４月から、クラス担当をする保育士が、子ども未来園の各クラスへ入り、子ども未来園の保育士と一緒に合同保育を行います。

各クラスの保育に参加することで、子どもやクラスの様子を把握し、子どもや保護者の名前を覚え、信頼関係の基礎をつくっていくことにつながります。

また、合同保育での日々の実践を通し、「子ども主体の保育」「子どもは遊びで育つ」という、犬山の保育で大切にしている保育内容を伝えていきます。

そのほか、市内保育士対象に実施する公開保育、研修会への参加を呼びかけ、公立・私立が一緒になり、保育の質の向上に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君）　岡村議員。

◎１２番（岡村千里君）　ご答弁ありがとうございました。

園長先生あるいは主任の予定者の方が４月から12月にということで、一定の期間、実際の羽黒子ども未来園あるいは羽黒北子ども未来園での行事に参加するなどということで、一定の期間はきちんと取られているなということは把握をいたしました。

名古屋なんかの事例なんですけれども、名古屋なんかもかなり多くの民営化のことが進んでおりまして、その中で公立の先生が新しい私立の先生の関心の違いというのか、そういったことを非常に感じたということを聞いたことがあります。それは、公立の先生はもちろん、子どもたちの保育をどうしていくかということが、子どもたちメインですよね。ところがそこのところが全てではないと思いますが、新しく引き継ぐところでは、子どもたちの写真を撮ることに非常に重きを置くような、そういった保育を考えているようなところがあったみたいで、そういったところが随分違いがあるなということを言ってみえたので、そういった部分もあるのではないかなというところ、公立としてこれまで当たり前にやってきたことが、私立では特に大規模のところでは、また違った観点に重きを置かれているということも十分勘案していただきたいなということを指摘をいたします。

では、次の件名に行きます。３件目です。児童虐待を防ぐために。

今回の一般質問でも多くの方がこの児童虐待について取り上げました。私も非常にこのことについて、小学校１年の児童が命を落として亡くなってしまったということに、非常に責任感と、そしてやるせない思いを抱えております。それで私は、児童相談所にスポットを当てて考えてみたいと思います。

児童虐待については、児童相談所と、そして市町村が、そしてあと関連機関、警察だとかそういったところも関係する問題ですけれども、そういったところがうまく連携をして、問題を解決していくべきだということを考えております。

そういった中で、まず児童相談所とは、18歳未満の子どもに関する相談や通告を受け、子どもの福祉を図る専門の相談機関ということで、愛知県が置いているものですけれども、名古屋市など政令都市にも置かれております。そういったところで、特にこの犬山が関係しているのは県の機関ということになります。

それで、資料の１をご覧ください。

これはこども家庭庁の資料でして、児童相談所における虐待相談対応件数とその推移というのが書かれております。これは令和４年度の速報値ということなんですけれども、平成２年度からずうっと、大体、これは全国の統計ですけれども、1,000件台をずっと行っていましたが、そうですね、平成９年、10年あたりからどんどんと5,000、6,000というふうに増えていき、そして児童福祉法の改正のあった平成16年には、３万3,000件ということで、それからもうなぎ上りにこの件数が増えていっていまして、最終的にこの令和４年度の速報値というところでは、21万9,170件というおびただしい数のこういう虐待が起こっているということが書かれております。

下の表には、それぞれ平成23年度からの具体的な数字がありますので、ご覧いただきたいと思います。

そして、この資料１点だけをつけたんですけれども、これには続きがありまして、内容別

の件数というのも書かれておりました。現在のところは心理的虐待というのが最も多くて、12万9,484件、何と59.1％ですね。

それで、身体的な虐待、これが５万1,679件、23.6％ということで、それに続いてネグレクトとか性的な虐待、こういったことがあります。

この本当に今のグラフの件数の多さと、それから内容別のところでこの数字を見て、本当に驚くんですけれども、特に心理的な虐待のところは、平成23年のデータを見ますと１万7,670件ですね。ですから、約７倍にもこれがこの間に増えている。それから、平成23年度では、身体的な虐待は２万1,942件ですので、2.3倍ということですね。

本当に子どもたちが置かれている状況というのは厳しいものがありますし、今の日本全体を見てみても、やはり経済がよくならない、それから、若い方たちの働き方が非正規で、なかなか生活に十分なお金を得られない、そういった中で結婚もできない、子どもも持たれないという方が多い中で、少なくなってきている子どもたちも安心して子育てできていない、そういったところがかなりあるなということを非常に痛感をいたしました。

そういったところを踏まえまして、質問をさせていただきます。

児童相談所と市町村の役割について、この役割というのは、それぞれどのようになっているのかお示しください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監　小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　ご質問にお答えします。

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき、子どものための専門相談機関として設置されたもので、情報の提供その他必要な援助を行う市町村援助、専門的な知識及び技術を必要とする家庭等からの子どもに関する相談、必要に応じて子どもを家庭から離す一時保護、児童福祉施設、指定医療機関に入所させるなどの措置を業務としています。

従来は、児童相談所が、児童相談に応じることとなっていましたが、平成16年の法改正により、市町村もまた児童相談に応じ、要保護児童の通告や児童虐待の通告先としても位置づけられ、住民に身近な市町村には虐待の未然防止、早期発見を中心とした取組が求められることになり、児童相談所には、その後方支援を行うという役割分担がなされました。

ただし、要保護児童に対する一時保護や措置は、児童相談所のみが行えます。

よって、要保護児童や特定妊婦等の支援が必要な方に対して、市は、児童相談所に指導を仰ぎつつ、市の持ち得るサービスを提供し、それでも環境等を改善できず、さらなる支援が必要となる案件は、児童相談所に通告し、一時保護や措置の対応を求めることとなります。

◎議長（柴田浩行君）　岡村議員。

◎１２番（岡村千里君）　ありがとうございました。平成16年のその法改正によって、市町村も大きな役割を果たすようになったということが分かりましたけれども、そういったところで児童相談所はその後方支援と言われながらも、やはりその要保護児童に対する一時保護だとか、それから措置というのは、専門機関であるということから、児童相談所のみがやっぱり行えるということで、これ微妙だなというふうに思いましたけれども、理解をいたしまし

た。

では、次の要旨に移ります。児童相談所の機能、そして体制についてです。

児童相談所は愛知県に何か所かございますけれども、その機能や、そして体制は十分なのか、そういったことをお尋ねしたいと思います。

犬山を担当する一宮の児童相談センターの管轄区域と、そして職員数、そして相談件数というものをお示しください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監　小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　ご質問にお答えします。

犬山市を担当する一宮児童相談センターの管轄区域は、犬山市のほか、一宮市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町となります。

一宮児童相談センターに確認したところ、職員数は令和６年４月時点では57人で、児童虐待の相談対応件数は、令和５年度の集計結果では1,008件とのことでした。

◎議長（柴田浩行君）　岡村議員。

◎１２番（岡村千里君）　ご答弁ありがとうございました。一宮にその児童相談センターがあるということで、結構犬山からは遠いなというふうに思うんですけれども、その管轄区域は江南市や岩倉市が入ってることは私も承知しておりましたけれども、稲沢市まで入っているんだということで驚きました。５市２町、この犬山市も含めたおおむねの人口というのは、何と78万人なんです。そこに１か所しかないのかなというのが率直な感想です。

そして、愛知県としても、この相談件数というのはどんどん上がってきていると思いますけれども、1,008件ということで非常に多くの件数ですね。そして、この職員の方は57名ということですけれど、一宮市や稲沢市、こういった大きな町のほうがある程度の人数を配分されていると思いますので、やはり一番この愛知県の北にあります犬山市にとっては、厳しい体制なのではないかなということを思います。そういったことを指摘をいたします。

では、再質問をさせていただきます。

これまでもほかの事件も、この児童相談所の機能だとか、それから体制が不十分だと、そういう指摘もございます。もう一歩踏み込めていれば、きちんと面談をしていれば助かったのではないかというような、ほかの事例もたくさんございます。そういった中で、今この事件については市のほうは市のほうで検証をし、そして、県のほうも、この児童相談所のほうで第三者委員会ということが言われていますけれども、なかなかこの県の施設、それから特に子どもを一時預かり、保護する場所などについては、本当に秘密、大事な部分はありますけれども、本当に子どもたちが安心して居れる場所なんだろうかということも思うわけです。どの子もおうちに早く帰りたい、こういうふうに言うわけです。幼ければ幼いほど、例えば夜、お母さんと離れてしまうことはとても悲しいし、よく眠れなかったり、いろんなことがあると思います。

ですから、こういった市との連携というのも重要ですし、また今回のそういった調査なんかも踏まえて、市からこの児童相談所に体制を含めて改善すべき点というのも、ぜひ私は求

めてほしいと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

原市長。

〔市長　原君登壇〕

◎市長（原　欣伸君）　岡村議員の再質問にお答えをいたします。

児童相談所と犬山市の連携については重要だという考えは、岡村議員と共通認識です。それどころか、もう二度とこうした悲しい事例を起こさないためには、児童相談所との連携強化なしにはあり得ないと思っています。

そこで、これまでもお話を申し上げているように、今、犬山市で事例の内部検証を進めているところです。この検証では、市外の機関の働きに答えを求めるものではありません。犬山市が何をすべきだったか、何ができていなかったのか、市が改めるべき課題を整理し、提言をまとめていくものであります。

その一方で、先週、愛知県の福祉局長と児童家庭課長が犬山市役所に来てくださいました。その席で、我々の内部検証会議の提言をよりよくするために、３つのお願いをし、了解をしてもらいました。

１つ目が、今回、内部検証会議においては、児童相談センターにも入ってほしいという要望を申し上げましたが、それは叶いませんでしたが、内部検証会議で児童相談センターの職員のヒアリングの出席についてお願いをしたところであります。

２つ目が、児童相談所に改善点があれば、犬山市から提言をさせていただくということ。

３つ目が、再発防止のためのさらなる連携強化が必要だということです。

この３つを申し上げ、愛知県側もその必要性は同じだという認識でありました。

今後、児童相談所の体制などの改善については、先ほど岡村議員も言われたとおり、県の第三者検証において明らかになり、改善されていくと思っています。その一方で、犬山市として、幼く貴い命に向き合っていくために、児童相談所に対して申し上げるべきことは申し上げていくという立場を取ってまいります。

◎議長（柴田浩行君）　岡村議員。

◎１２番（岡村千里君）　市長、答弁ありがとうございました。

先日も県のほうも情報共有をきちんとやっていくというようなことがありましたけれども、やはりこれだけ多くの件数を抱えている中で、もっと抜本的な改善ということがされないと、これは難しいなというふうに思います。私のほうからも様々な点について、働きかけていただきましてありがとうございました。今後を見守っていきたいと思います。

では、最後の４件目です。平和行政の充実について。

要旨の１、戦争の悲惨さを次世代へつなぐ取組についてであります。

私もこの８月を迎えますと、戦争のことについて考えます。私の両親は本当に戦争だけは駄目だよということを、私が幼い頃から教えてくれました。また、うちには仏壇がありまして、私の祖父が戦死をしているんです。小さい頃から軍服を着て、銃剣を持ったその写真を眺めて、この人がおじいさんだったのかっていうことを思ったわけですけれども、３回徴集されて、２回目は中国から帰ってきましたけど、３回目はもう末期だったために、今のミャ

ンマーですね、ミャンマーの山中で亡くなったということなんです。

本当にあの戦争では、日本全国、大変な状況でした。戦争の状況も正しいことを伝えられることなく、４年半も戦争していましたし、1944年頃からは東京をはじめ空襲が、どこの町も、大きな町は受けたということで、本当に悲惨なことです。今も世界ではガザだとか、それからウクライナなどで戦争が起こっていますけれども、もうどこの戦争でも、犠牲になっているのは子どもたちや女性、何の罪もない市民の方たちなんですね。ですから、日本であったことで、私たちが生まれる前の話なんですけれども、こういったことをきちんと伝えていくということは大切だということを思っています。

そして質問をいたします。市民の中には、この平和運動をしているグループだとか、それから個人の方がいらっしゃいます。そういった方たちに募集をかけて体験談などを語ってもらう場を設けてはどうかというのが一つの提案です。

また、戦争の悲惨さというのは、被害とそして加害の両面があります。被害を訴えることも多いんですけれども、これから海外の方たちとうまくやっていくためにも、きちんとその加害のことも伝えていくということで、書籍やそしてＤＶＤ、様々なものが出ておりますので、さらに購入を活用してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長　井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君）　ご質問にお答えします。

現在、市が開催している戦争体験を伝えていただく機会は、市内小学校で開催している平和講話会となります。この講話会を今後も継続していく上での語り部の確保という点については、大沢議員の答弁でお答えしましたとおり、愛知県と名古屋市が共同で設置した戦争に関する資料館運営協議会が、県内の小中学校を対象として語り部を派遣して実施する戦争の体験を聞く会の活用や、知覧特攻平和会館の協力の下、オンラインでの講話などの実施の可能性を、今後探っていくところです。

したがいまして、市としましては、平和活動をしているグループや個人を公募し、戦争の悲惨さをお話しいただく機会を新たに設けることは予定していませんが、ご自身の体験などを広く市民にお伝えいただく貴重な方となりますので、必要に応じて、大沢議員の答弁でもご紹介した、市民講師制度の案内をしてまいります。

また、毎年度、各学校に配置している図書館司書が選定し、市で購入した平和に関する書籍を、平和講話会を開催した２校の図書館に設置しており、平和学習に活用されております。

市立図書館であるシンエイライフ犬山ライブラリー内の平和図書コーナーには、絵本や紙芝居も含む、314件の関連書籍を所蔵しており、定期的に新たな図書を追加購入しています。

なお、ＤＶＤにつきましては、令和４年度に、平和教育での活用を想定したアニメＤＶＤを企画広報課で１枚購入し、希望に応じて小中学校への貸出を始めているほか、今後、平和講話会を開催した学校から書籍などとともに、ＤＶＤの希望があった場合には、購入してまいります。

◎議長（柴田浩行君）　岡村議員。

◎１２番（岡村千里君）　ありがとうございました。また今後に期待をしたいと思います。

では、次の要旨２に行きます。要旨の２、日本国憲法第９条と恒久平和主義についてということです。

私がなぜこういったことについて質問をするかというと、今この日本では戦争の準備というのが着々と進んでいるというふうに思うからです。

資料の２の①をご覧ください。しんぶん赤旗の日刊紙です。９月６日のところの主張のところです。「９条を守ろう」を国民多数派にということがありますけれども、今、自民党の総裁選がありますけれども、その立候補を表明したりする方は、全てこの早期の憲法改正を主張しているということです。

憲法に自衛隊を書き込むというのがその狙いなんですけれども、やっぱり海外派兵の全面自由化が狙われているというふうに思っています。安倍政権の頃からそういった動きはありましたけれども、改めて憲法９条は今のままでないと、日本国民もそして自衛隊の方たちの命も守れないなというのが私の解釈です。

３段目のところに、憲法９条はとありますが、１項で武力による威嚇と武力の行使を永久に放棄することで、２項で陸海空軍その他戦力を保持しないという規定であります。

やっぱりこのことを世界に広げていくということがとても大事で、平和というのは当たり前にあるものというよりも、多くの被爆者の方たちとかから戦争反対の声を上げてきた様々な団体の運動の成果だというふうにも思っておりますし、そういったところで、この平和行政というところでも、平和が一番だというふうに私は思っています。

そういった中で、市長にお伺いをいたします。市長の憲法９条についての考えと、そして恒久平和についてのお考えをお示しください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

原市長。

〔市長　原君登壇〕

◎市長（原　欣伸君）　岡村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、恒久平和についての考え方です。憲法の前文にこう示されています。「日本国民は、恒久平和を念願し」という記述です。

この恒久平和を念願するという考えは、自らだけでなく、誰もが願うという共通の気持ちです。だから、犬山市は、昭和60年に平和都市宣言を行いました。平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟をしています。昨日の大沢議員への答弁のとおり、犬山市の平和施策への取組は、未来永劫の世界の平和を思う気持ちであり姿勢であります。これらの考えや取組は変えることなく、これからも恒久平和を追求をしてまいります。

次は、憲法９条についての考え方です。

日本国憲法は、戦後、昭和21年に公布をされ、戦後からこれまで日本の基盤であり、これから先も、憲法が日本の基盤であることに変わりはありません。

その日本憲法はどうしてあるのかと改めて考えてみると、当たり前でありますが、憲法は、私たちの国や社会をよりよくするためにあります。でも、時代の流れとともに社会背景は変化するものでありますから、その都度生きている私たちが、人が、そのときに見合い、必要

な憲法改正をするのが望ましいとも思っています。

その中で、世界に目を向ければ、ロシアのウクライナ侵攻など、今後が見通せない戦いが続いています。であるならば、日本が侵略国になるということだけでなく、日本が被害者にならないようにするために、９条を整備することも考えていかなければならないとも思っています。

だから、国民主権と基本的人権の尊重、平和主義を堅持した上であるなら、９条を改めていくことに否定しません。

ただ、憲法は国の最高法規です。よって、９条の改正のためには、その必要性や改正に至るときには、その内容について、まず国で活発で広く深く議論を行うこと、その上で、国民に対する十分な説明がなされ、国民的な議論が高まっていくことが大前提であります。

◎議長（柴田浩行君）　岡村議員。

◎１２番（岡村千里君）　市長、ありがとうございました。９条にどう整備するかとかということについての考えはちょっと違うところがあるなというふうに思いましたけれども、ただ平和都市宣言をしていること、平和への思いというものは共有いたしました。ありがとうございました。

では、次の要旨に行きたいと思います。

自衛隊への個人情報の提供と改善について、時間もちょっと差し迫ってきましたので、質問と、それから予定していた再質問を一緒に伺いたいと思います。

資料の２の②をご覧ください。

自衛隊への個人情報の提供についてですけれども、今、全国的にこの市役所がこういったことに協力するということが進んできていますけれども、日本共産党のはたやま前衆議院議員が、総務省と懇談をした、あるいは求めてきたという中で、これは応じない場合は、各市町村にペナルティーはあるのかということ、ペナルティーをつけるべきではないということを申し入れた、そういったところで、応じなくても市町村には不利益はないという、そういった回答を得たということであります。

そういったことに合わせて、このはたやまさんは北海道の方なんですけれども、北海道の苫小牧市、あるいは紋別市では、この情報提供をやめて、以前の名簿を閲覧するという方式に変えたということがございます。そこら辺を踏まえて質問させていただきます。

この名簿の提供について、宛名シールに氏名と住所を印字して送るということが、今年から実施されております。このことについて、送付した時期と件数、そして除外申請された件数をお示しください。

また、今の情報のとおり、当市も閲覧に戻すべきだというふうに私は考えますが、その点はどうなのか。

また、３点目としては、次年度も今年度と同じ方法で実施するということですけれども、除外申請の時期が１か月間ということは非常に短いと考えますので、その期間を延ばすことはどうなのでしょうか、お示しいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長　井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君）　ご質問にお答えします。

まず、宛名シールの件です。

今年度における自衛隊への自衛官募集対象者情報の提供については、７月１日に、目的のこと以外には使用しないことなどを確認する個人情報の取扱いに関する覚書を締結した上で、対象者725名のうち、除外申出があった５名を除く、720名分の対象者情報を宛名シールにして提供いたしました。

この宛名シールを用いて、７月３日に自衛隊から対象者に自衛官募集案内が発送されたことを確認しています。

自衛隊への情報提供について、名簿を閲覧する方法に戻してはどうかというご提案につきましては、今年度、自衛隊に宛名シールを提供した対象の方たちからは、特に否定的なご意見はありませんでした。

こうしたことを踏まえ、現在のところ、名簿を閲覧する方法に戻すことは考えておりません。

次に、除外申請期間を延ばしてはどうかというようなことについてです。

さきの６月議会において、議員からご質問いただいた後、県内の他の自治体の事例について確認を行いました。除外申請を実施している県内の自治体は、54団体中46団体で、申請期間については、１か月の自治体もあれば２か月の自治体もあり、自治体ごとに決定していくというのが現状です。

ただ、総体的に見れば２か月としている自治体が多いこと、２か月とすることで申請し忘れるということが懸念されるものの、広く対象者の方たちに情報が行きわたるという面もあることから、次年度については、申請期間を２か月に延長することを考えています。

◎議長（柴田浩行君）　岡村議員。

◎１２番（岡村千里君）　ありがとうございました。全部が納得したわけではございません。やはりこの自衛隊の人員不足のために、これだけ市役所が協力していいのかという立場として、そして、またこのことについても市民の皆さんと運動を進めていく、そういった決意を申し述べまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君）　12番　岡村千里議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後１時まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君）　異議なしと認め、さよう決しました。

午後１時まで休憩いたします。

午前11時50分　休憩

再　　開

午後１時00分　開議

◎議長（柴田浩行君）　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

16番　柴山一生議員。

◎１６番（柴山一生君）　よろしくお願いします。６つ質問させていただきます。

１件目は、小学校１年生の死亡事件を二度と起こさないために、どういった対応をしていくべきなのかということで質問させていただきたいと思います。

７月の25日だったと思いますけど、私のところに突然電話ありまして、見たことのない番号だったんですけど、柴山一生ですが、どうされましたかと。今回の事件についてちょっとお話ししたいということで、ぜひ会って話ししたいということでありましたので、私、この子と同じ小学校区に住んでおりますので、その方も同じ小学校区の方でした。

実は、この方のお子さんは障害があって、支援学級に入っていらっしゃると。一般クラスと交流がやっぱりあるということで、時々その当該児童のクラスに行っていたと。お父さん、あるいはお母さんが、子どもさんが障害をお持ちなので、学校についていったそうです。ですから、その交流事業のときも、親御さんが一緒にいらっしゃって、たまたまその当該児童と交流があったと。この子は本当に優しい子でねえと、うちの子は障害があるので、普通の一般の子はあんまり相手にしてくれないんだけど、この子だけは私の息子のところに来て、いろいろ面倒見てくれたと。

その息子に、あなた何色が好きって言うんですね。色が色鉛筆で指差す子なんだそうです、色っていうのを。たまたま黒を指して、黒だよということになったらしいんですけど、それで当該児童が、分かったということで、プレゼントをあげるということで、黒の折り紙でハートを作って、その子に渡したんですよね。

その後、こういった事件が発覚して、そのお父さんが、もう悔しくて、本当にいたたまれないと、こんな優しい子が何で殺されなあかんかと。周りの人間、何かできたんじゃないかっていうことをやっぱりおっしゃっていた。ちょっとでも相談を受けていれば、私も本当、飛んでいったんだけどなということをおっしゃって、僕もそうだよなと思って聞いておりました。

それで、この情報の共有というのは非常に重要な点かなと思って、今まで何人かの方がご質問されて、本当に大体事件の概要が分かってきたというかですけれども、あるいは行政がどこまでできるのか、どこからはできないのかとか、そういうことはよく分かってきたんですけど、１番で聞くのは、今、愛知県の警察、県警は、児童相談所と平成30年４月18日に協定を結んで、児童虐待に関する情報をお互い共有すると、警察が持っている情報は児童相談所に、児童相談所が持ってる情報は県警にということが、そういう協定が結ばれたそうです。

そういった県警と児童相談所の間では、こういった情報共有がなされるようになったというのは、よかったなと思うんですが、要保護児童対策協議会のほうとは、そういう情報というのは共有されたのかどうかというのを、今までのご質問とかぶらない程度でお答えいただければなと思います。お願いします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監　小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　ご質問にお答えします。

児童相談所と県警が締結する情報共有に関する協定書では、「児童相談所は、児童虐待として通告を受けた全ての事例について、警察に情報提供する」とあります。また、「警察は、児童の安全確保に資する情報を、児童相談所に提供する」とあります。そのため、今回の事例においても、児童相談所と警察との間で、情報の共有がされているものと考えます。

これまでにも繰り返し答弁したとおり、今回の事例において児童相談所は、実務者会議の主担当機関であり、支援全体の進行管理を担っていました。

その役割において、児童相談所は、支援を円滑に進めるため、実務者会議の場や担当者レベルで情報の共有を図っていましたが、一時保護に関する情報としては、保護の開始や解除、保護期間中における保護者面談などの限定的なものであり、この事例に対し警察がどのように関与しているかなどの具体的な情報は提供されておりません。

なお、今回の事例では、最初の一時保護の際に、児童相談所より連絡を受けた警察から、市の関わりについて一度だけ確認の電話を受けています。

◎議長（柴田浩行君）　柴山議員。

◎１６番（柴山一生君）　ありがとうございます。そんなところかなとは思います。

再質問させていただきたいと思いますけれども、この私のご近所の方が、とにかくおっしゃっていたのは、何で一言、私のほうに、毎日学校に行ってるので、何で一言なかったかなということをおっしゃったんですけど、私も個人情報ですから、なかなか出ないとは思うんですがとは言いましたけれども、例えば校長先生の裁量で、最も近い近所の方に、これぞという方があれば、暗にというか何というか、協力を求めていくことはできなかったかなというのが、悔しい思いなんですけど、それはできないものなんでしょうかね。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監　小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君）　再質問にお答えします。

今回の事例については、保護者の方から、「情報があれば地域で見守ることができたのでは」とのお声をいただいていることは、承知しております。

しかしながら、支援の対象となっている児童や家庭に関する情報は、個人情報の中でも特に注意しなければならない情報であり、その情報が外部に漏れることがあってはならないものばかりです。

よって、市では、法令に基づき、守秘義務が課せられている関係者間の情報共有にとどめて対応に当たっていますので、学校長の判断で情報を開示することはできません。

ただし、再発防止の取組の一つとして、久世議員の市長答弁でもありましたとおり、地域での見守り強化が必須であると認識しておりますので、民生委員・児童委員や主任児童委員など、守秘義務がある方に対し、事例ごとに連携方法などを検討し、可能な限り地域の協力が得られるよう、対策を進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君）　柴山議員。

◎１６番（柴山一生君）　了解しました。やっぱり行政がこういう案件に関わると、やはりその制限というのがあるので、なかなか踏み込めないところがあるということはよく分かりました。

私の近所の方と話しているのは、行政は行政でぜひやっていただいて、我々地域住民が何か結束して、こういった事件が起こらないようにやっていくべきじゃないかということで、意思は決しておりますので、それに原市長のほうから地域住民の皆さん、民生委員とかそういう肩書が全然なしの人たちもやっぱりやりたいなと、予防活動したいなと思っていますので、そういった方々を集めてやっていこうかなと思っています。

とにかく、あの子が作ってくれた黒いハート、これが本当に心に残っちゃっているんですね。普通ハートと言えば赤とかピンクとかそんなもんだと思うんですけど、黒なんで、彼女は本当に優しい子だったんだけど、やっぱり心の奥底は黒、これは男の子から黒がいいと言われて作ったんですけど、何かこれ黒のハートというのは、彼女の心の奥底を表してるような気がして、私も写真撮って残しています。近所の方もこれはもううちの絶対なくなってはいけないものだということで、大切に保管されていました。

これを風化させるんじゃなくて、絶対に二度と起こさないように我々頑張っていきたいなと思っています。

２番目に参ります。学校の先生による家庭訪問の話なんですけど、我々の年代だと、僕の親でもそうですけども、今日は先生様がいらっしゃるんで、うちの掃除しとかなあかんとか、あるいは美容院に行かなあかんとか、着るものちゃんとしなあかんとか、あとお茶はもう最高のものを出さなあかんとかね、そういうことを一生懸命やって、家庭訪問って、何て言うか、本当心待ちにしてやっていたような気がします。

しかも家庭訪問というのは、今回のいろんな質問の中でも出てきましたけど、訪問というのは本当に重要だなと。やっぱり書面だけだとか、言葉だけだとか、電話だけだとか、そういうのではなかなか家庭の本当の事情は分からないと。やっぱり家庭まで、家まで行って、世間話でもいいですね、先生と親御さんとで話をしていくことが、本当に子どもが育っている環境をしっかりつかむいい機会だなと本当に思います。ですから、やっているんだかやってないか分かんないんだけど、今、学校の先生による家庭訪問というのは、なされているかどうか伺います。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長　中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君）　ご質問にお答えします。

犬山市においても、以前は全ての家庭を訪問しておりましたが、教員の働き方改革、また、新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、人との接触を減らすため、現在、全ての家庭に一律で訪問するという形では実施していません。

◎議長（柴田浩行君）　柴山議員。

◎１６番（柴山一生君）　再質問に行くんですが、今もあんまりやっていない、全てにはやっ

ていないということで、その理由も述べられたんですけど、もう一回しっかりお伺いしたいんですよ。家庭訪問しなくなった理由というのは、詳しく説明していただければと思います。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長　中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君）　再質問にお答えします。

学校における家庭訪問の歴史をひも解くと、もともとは昭和初期、子どもが労働力であり、教育への関心の低い家庭が相当数あった時代に、各家庭の教育への理解度をきめ細かく確認するために家庭訪問を実施していたとのことです。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、こうした全ての家庭を訪問するといった形は、働き方改革が始まる平成30年頃から変化し始め、日程調整を行ったり、授業時間を削って訪問時間を確保したりする教職員の負担を考え、全国的に見直しが始まっています。

さらに、令和２年からのコロナ禍を受け、授業参観や学習発表会など、人の集まるような行事を取りやめる流れの中で、家庭訪問を実施しない学校が大多数を占めるようになりました。

こうした全国的な流れの中、犬山市においても実施しない状況となっているものです。

◎議長（柴田浩行君）　柴山議員。

◎１６番（柴山一生君）　再々質問しますが、そういった事情があって、家庭訪問もあまりやらなくなったというのは分かりましたけれども、やっぱり児童の家庭に一番近いというか、児童に一番近い方というのは、やっぱり担任の先生だろうなと思うんですよね。

その先生方に、ぜひやっぱり家庭の状況を知っていただきたい、そう思うんですけど、そうすることで、今回のような不測の事態も避けられるんじゃないかなと思うんですが、この家庭訪問を復活させるというのは可能なんでしょうか、伺います。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長　中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君）　再々質問にお答えします。

年２回実施する保護者との懇談の中で、児童生徒の家庭での様子を確認したり、児童生徒や家庭からの相談、日々児童生徒と接する中での気づきなど、子どもたちが心身共に健康に生活できる環境であるかどうか、様々な機会を捉えて把握を行っています。

また、欠席が続いているような場合など、特に家庭の状況の確認が必要と判断されるような場合には、個別に家庭訪問を行っているところです。

◎議長（柴田浩行君）　柴山議員。

◎１６番（柴山一生君）　分かりました。必要だと判断された場合には家庭訪問をやっているということで、最低限なところはやっていらっしゃるかなとは思います。

以前、私、高齢者で独り住まいの人をお手伝いしたことがあるんですけど、その方は外で会ったら、本当に品のあるおばあさんだったんです、80代の。だけど、その方はうちに帰ると、ごみ屋敷なんですわ。こういうところにいらっしゃるんだなというのが分かるんですね。

ですから、やっぱりうちを見るというのは非常に重要だと思いますんで、先生方も、もうあれもやれ、これもやれって、本当大変だと思うんですけど、ぜひこういった手法も考えていただきたいなと思っております。ありがとうございました。

２番に参ります。２番は、同性カップルの住民票の記載についてということで伺います。

皆さん住民票を取られますと、縁故欄というのがあって、どういう関係かという欄があるんですね。そこに同性カップルの場合、以前は「同居人」だったんですよ。それが今度４月の１日から、「縁故者」ということに表記が変わったんですね。それも非常に喜んでいらっしゃいます、当事者の方は。

だけど、もう一歩進んで、長崎県に大村市というのがあるんですけど、そこでは、「夫（未届）」、あるいは「妻（未届）」という記載をしているんです。何ということかと言うと、同性ですから、世帯主の相手の方が女性であれば、その人が「妻（未届）」になるし、逆の場合だったら「夫（未届）」なんですね。

未届というのはどういうことかと言うと、法的に認められていないということなんですけど、やはりそういったこの表記のほうが、当事者の方にとっては本当に受け入れられているなと、この自治体の一員として入れていただいているなという思いが強くするそうです。

ですから、今のところの縁故者というところですけれども、犬山市は、将来的には大村市のような形に表記することは可能でしょうか。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監　武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君）　ご質問にお答えします。

現在、異性同士のカップルにおいて、婚姻届は提出していないが、事実上の婚姻関係にあることが確認できた場合は、「夫（未届）」または「妻（未届）」と住民票の続柄に記載するように対応しています。

本市では、４月よりパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しました。この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力が生ずるものではありませんが、周囲の理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

この目的に沿うように、宣誓者からの申請により住民票の表記を、先ほど議員からもご紹介がありましたように、「同居人」から「縁故人」に変更できるようにしました。さらに、当事者に寄り添えるように「夫（未届）」または「妻（未届）」の表記も選択ができるよう、既に準備を進めているところですので、整い次第、実施をしていきます。

◎議長（柴田浩行君）　柴山議員。

◎１６番（柴山一生君）　ありがとうございました。100点の回答、ありがとうございました。

毎月第二水曜の夜は、当事者の方々とズームで会議をやっていますけど、今日報告できます。本当に喜ばれると思います。ありがとうございました。

３番に移ります。未来キッズアカデミーのような取組についてということで、私、江南市の市議会議員のご紹介で、柴山さん、今、高校１年生の女の子が宮田の学習等供用施設で、

小学生相手だったと思いますけど、勉強がついていけないとか、あるいは夏休みの宿題が１人ではできないという子らを集めて、無料で学習等供用施設で教えとるぞと。ほうということで、私すぐ見学に行きました。そしたら、その子は本当に高校１年生の女の子で、将来は学校の先生になりたいと、そういうこともあって、いい経験になると思うし、とにかく分からない子を教えるのが好きだということで、一生懸命教えていました。

そしたら、もう既に大分たっているんですかね、彼女だけじゃなくて、彼女の支援者もいまして、高校生だとか大学生だとか、あるいは現役の学校の先生も見えたんじゃないかな。その人たちで教えていました。子どもらはまだ少なかったですね。５人か６人だったんですけど、先生方８人おるということで、本当にいい試みをしているなと思いました。

そのような、特に長期休暇中ですね、学習支援が必要な子はいっぱいいると思うんですけど、犬山市でも、そういったサポート、そういう活動をしているのかどうか、伺いたいと思います。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長　中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君）　ご質問にお答えします。

犬山市においては、ボランティアではなく、市の事業として学習支援を実施しています。

この事業は、「犬山学び場みらい」という名称で、平成29年度から開始しており、中学校のエリアに合わせた４つの学習等供用施設において、長期休業中に限定することなく、８月下旬から２月下旬までの土曜日を利用して、年20回実施しているものになります。

市内の利用を希望する中学生なら、誰でも無料で参加することが可能で、宿題やテスト対策・入試対策など、それぞれの課題に応じた学習に取り組みます。

支援の内容としては、元教員や非常勤講師、地域住民が学習支援員となり、学習を見守りながら、時には勉強を教えたり、学習方法について助言したりして、生徒の自主的な学びをサポートしています。

利用に当たっては、事前申込制となっており、現時点で、４中学校合わせて38名の生徒が利用していますが、途中から利用することも可能です。

◎議長（柴田浩行君）　柴山議員。

◎１６番（柴山一生君）　再質問お願いします。

私、今回の質問するまで、そういった活動があるのを知らなかったんですが、ただ、僕も土曜日に学習等供用施設を使うことがありましたので、そのときに学習室で何か楽しそうに勉強している子らがいて、これ何の団体かなと思ったんですけど、あれそうなんですね。本当にいい活動をされてるなと僕は感心しました。

それで再質問なんですけども、今おっしゃったのは中学生向けだということなんですけど、小学生にもこういった支援を与えていらっしゃいますか、それとも、やっていないのかどうか、お伺いします。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長　中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君）　再質問にお答えします。

「犬山学び場みらい」は、愛知県の地域学校協働活動推進事業費補助金を受けて実施している事業となります。

県にも改めて確認しましたが、この事業における学習支援の対象者は、中学生と高校生となっています。そのため、本市では中学生にのみ案内をしているところです。

小学生への拡大については、受けられる補助の有無も含めて研究してまいります。

◎議長（柴田浩行君）　柴山議員。

◎１６番（柴山一生君）　分かりました。そういうことですね。お金が出ているんですね。

要旨２番目に行きますけど、非営利団体が学習支援活動の場を学校内に求めた場合には、それはどうでしょうか。学校でやらせてもらえるのか。江南市の場合、江南市の学習等供用施設は有料なもんですから、やっていらっしゃるその高校生たちというか、実際は高校生のお母さんがお金を払っていると思うんですけど、お金かかるんですね、やろうと思うと、一銭も取ってないのに。教育長に相談したら、学校を使ってもらってもいいよっていうふうに言ったそうですわ、江南市では。

でも、犬山市では、例えばそういった団体ができた場合、どうなんでしょうか。学校の施設というのは使わせてもらえるんでしょうか。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長　中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君）　ご質問にお答えします。

ボランティア団体などが教室などの学校施設を使うことについては、防犯や個人情報保護など管理上の様々な課題が発生することが想定されます。

そうしたことから、学習等供用施設などを貸し出すことを前提とした公共施設で活動していただくべきものと考えます。

◎議長（柴田浩行君）　柴山議員。

◎１６番（柴山一生君）　分かりました。じゃあ今後、そういった団体があれば、まずは既にやっていらっしゃるそちらの学び場みらいに応募していただいて、そこで教えるとかするというのが一番いいのかなとは思いました。そういう声が上がったら、それを紹介しようと思います。ありがとうございました。非常にいいことを学びました、今回、ありがとうございました。

次、参ります。次が４番になりますけど、学習等供用施設の利用料についてなんですが、今回、江南市の学習等供用施設に行かせてもらって初めて知ったんですけど、学習等供用施設というのは、僕はもうどこだろうが無料だと思っていました。そしたら、江南市も有料、岩倉市も有料なんですね。無料は犬山市と扶桑町かな、この辺りでは。ですから、それを聞きたいんですが、まずはこの当該施設の設置の経緯について、私もある程度知っていますが、もう一回、復習で教えてください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長　中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君）　ご質問にお答えします。

学習等供用施設は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、防衛施設周辺民生安定施設整備事業として、防衛施設と周辺地域との調和を図ることを目的として、楽田、城東、羽黒、犬山南、上野、丸山の６つの地区に、昭和50年代から平成の初めにかけて建設したものです。

現在の管理は、市が公益社団法人犬山市シルバー人材センターに管理業務を委託し、通常の開館業務を行っており、施設に修繕等の必要がある場合は、その都度、市が修繕する場所等を確認し、維持補修を行っています。

建設に当たっては、建設費の５割から８割が国庫補助金で、ほかに県費補助金を受け整備し、土地については、売買や寄附、犬山市土地開発公社から買戻しをするなどして、市が取得した土地に整備をいたしました。

施設の維持管理費は、令和６年度の当初予算に管理業務をはじめとする委託料に2,484万円、光熱水費など需用費に949万円、合計3,523万円を計上し、全て市が担っています。

◎議長（柴田浩行君）　柴山議員。

◎１６番（柴山一生君）　了解いたしました。要旨２に参りますけれども、先ほど来から言っておりますように、犬山市は無料なんですけど、ほかでは有料のとこもあって、以前から不思議だなと思っていたんですけど、犬山市内でも有料の公共施設、幾らでもあるんですね。

減免という制度ももちろんありますけれども、とにかく何であそこがただで、こっちが有料だという話もやっぱり時々出てくるんですね。その公平性を保つために、やはり分かりやすいという状況にして、僕は有料にしたほうがいいとは、正直そうは思わないんですけど、公平性という面から言うと、その再検討も必要なのかなとは思うんですが、どうでしょうか。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長　中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君）　ご質問にお答えします。

学習等供用施設については、防衛施設の設置または運用により学習等の活動が阻害されている市民に対して、その障害の緩和に資するため整備した経緯から、開設当初より使用料は無料としています。

◎議長（柴田浩行君）　柴山議員。

◎１６番（柴山一生君）　そうなんですね。ただし、何か検討されないですか。

再質問です。

このまま無料でずっと行くということでよろしいですか。

◎議長（柴田浩行君）　再質問ですね。有料化を検討するかどうかということを確認するということで。

◎１６番（柴山一生君）　だから無料だっていうのは分かったんだけど。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長　中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君）　再質問にお答えします。

当市では、令和元年度に公共施設使用料の見直しに関する基本方針を策定しましたが、学習等供用施設など使用料が無料の施設については、見直しによる有料化は行わないこととしました。

ただし、１つ、施設を新規に整備するとき、２つ、設備のリニューアルや用途変更など施設の在り方が大きく変わるときには、見直しを行うこととしていますので、学習等供用施設についても、大規模な改修や用途変更を行うことがあれば、その際に検討してまいります。

◎議長（柴田浩行君）　柴山議員。

◎１６番（柴山一生君）　再々質問で、もし分かればでいいんですけど、うちは無料、ほかは有料のところもあるという、これは最初、防衛省、そのときは防衛省だったと思うんですが、防衛省が、この施設どうですか、造ってくださいというときに、無料にするのが条件だとか、そういうことはあったんか、なかったかというのは、もし分かれば、分からなければいいです。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長　中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君）　再々質問にお答えします。

まず、当初から無料が原則だったのかというようなご質問ですけども、この点に関しましては、当初開設した当時から、ずっと無料で来ておりますので、そこはしっかりとまだ確認を取らないと分からないところですがというところです。

◎議長（柴田浩行君）　柴山議員。

◎１６番（柴山一生君）　すみません、どうも。また確認していただいて、分かったら教えてください。

次、５番に参ります。道路、公園の市有物件の不具合の報告の仕方なんですけど、これも以前から感じていたことはいたんですよね。

１、市民からの通報の仕方、つまり道路に穴ぼこがあったとか、公園の例えばブランコの鎖がちぎれそうだとか、そういったことを通報する方法というのは、土木常設員経由の方法がありますね。それから、電話があります。メールがあります。ファクスあります。そういった方法以外に何か方法はお持ちなんでしょうか。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長　森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君）　ご質問にお答えします。

今、柴山議員からお話がありました、市民の方が、道路や公園などの不具合を発見した場合の通報については、施設改修などの要望事項について、地元土木常設員経由での要望書の提出や、電話、メール、ファクスによる通報となっております。

道路通行中や公園利用時に、危険を感じる道路損傷や公園遊具の破損に気づいた場合は、業務時間であれば直接市に、夜間や土日であっても、直接市に電話で通報をしていただければ、職員へ連絡が入る体制を取っていることから、緊急を要する対応も可能となっています。

また、道路に関しましては、今年の３月末から国土交通省が全国の市町村道も対象とした、道路緊急ダイヤル(＃9910)ＬＩＮＥアプリによる通報システムの運用が開始されていますので、市民の方もこのシステムによる通報が利用できるようになっています。

◎議長（柴田浩行君）　柴山議員。

◎１６番（柴山一生君）　再質問なので、お願いします。

道路緊急ダイヤルというのは、私も初めて聞いた、３月だからそうかもしれませんが、これ市民には広報しているのかとか、そういった、あるいは本当にこれ国土交通省にまず行って、道路管理者の自治体に行くわけですよね。物すごい国土交通省としては業務量で、本当にやれるかなと思うんですけど、実際にこれ、受けた実績があるのかどうか聞きたいですね。

ほかの自治体を見ますと、それ以外にも例えば厚木市だと、「スマ報」という市民情報システムというのを独自で作っています。それから、あと稲沢市も「いなレポ」というのを作っていますね。それから、東浦町は、「フィックスマイストリート」というアプリを使って連絡します。これのいいところというのは、画像とかあるいはその場所をですね、それをちゃんと送れるというのは非常にいいとこなんですけども、この道路緊急ダイヤルも僕ね、これちょっと自分で登録してやってみたんですけど、これさっき言ったように、本当に国が全部まとめて、また下に下ろしてくるというのはどえらいことだし、これ本当に使えるかなというふうに思っているんですけど、とにかくこの道路緊急ダイヤル、これ説明してほしいんですけど、実績はちゃんとあるのかどうかも教えてほしいんですが、よろしいですか。お願いします。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長　森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君）　再質問にお答えします。

この道路緊急アプリで実績というところでありますけれども、３件ほどございまして、犬山の市道の中にあそこ穴が空いているという通報が３件あって、実績ということであります。

中身については、私もそこまで詳しくございませんけれども、国のほうに、うちで言う土木管理課のメールアドレスを道路管理者として登録をさせていただいております。そういった中で、ＧＰＳによって、どこの道路なのかというところをクリックして、国のほうの情報提供をするようになっています。

そこで国のほうは、それが市道なのか、県道なのか、国道なのかということを判別して、これは市道ということであれば、市の登録している、うちで言う土木管理課のメールアドレスのほうに届くというシステムとなっているというふうに確認をしております。

◎議長（柴田浩行君）　柴山議員。

◎１６番（柴山一生君）　ありがとうございました。３件ほどあるということで、逆にびっくりしました。本当に使ってる人いるんだなということで。

私も昨日知ったんで、今日ここ来る途中で、どこか不具合ないかなと見ながらやりましたが、僕は駅前通りと、これは県道だわと思ってやめましたけど、いつか使ってみたいと思いますので、心の準備をお願いします。

次が６番目になります。

◎議長（柴田浩行君）　柴山議員、件名５の要旨②がまだです。本当はここで多分聞きたかったと思うんですよ。

◎１６番（柴山一生君）　すみません、申し訳ないです。聞いてしまいました。ですから要旨②簡便な情報システムがあればということですね。

今、国のほうで道路緊急ダイヤルに上がっているのを聞きましたので、申し訳ありませんが手違いです。すみません。

では、次６番に行きますが、犬山市青少年海外派遣事業審査委員会及び派遣事業についてということで、こういう、これは要綱だったかな、要綱だったか条例だったか忘れましたけど、実は今回、この夏に、名古屋経済大学の学生10人連れて、中国襄陽市に行ってまいりまして、その関連で、犬山って海外に青年を派遣する、そういった何か要綱だとか、決まりだとか、条例だとか何かあるかなと思ったら、これたまたまあって、ああ、そうだそうだ、そういえばこれドイツに行きよったなという。それのためかなとも思うんですが、こういう要綱があるんだなというのを発見しまして、今この委員会ですね、犬山市青少年海外派遣事業、今回中国へ行ったのも、これ2017年か2016年か、その辺りで、元首相の安倍さんと、向こうの李克強さんだったと思うんですけど、青少年をとにかく中国に連れてきてくださいよという大号令がかかったんですね。その思いを受けての事業だったんですよ。これ襄陽市がもう中央政府に掛け合って、予算取って、我々を呼んでくれたという話なんですけど、それで翻って、この委員会なんですけど、だからこの海外派遣事業審査委員会なんで、これ中国だって当てはまるよななんて思って調べたんですけど、今この委員会というのは、どんな状況になっているんでしょうか。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監　武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君）　ご質問にお答えします。

犬山市青少年海外派遣事業審査委員会は、市の附属機関として、平成29年４月に設置していますが、それ以前から青少年海外派遣事業は行っており、任意の機関として、市が派遣する候補者の審査を行っていました。

直近の委員会は、令和２年２月４日に開催しており、そこでは、令和２年11月から12月にかけてのドイツへの青少年海外派遣事業の日程案をお示ししましたが、令和２年度になってから、新型コロナウイルスの感染拡大により事業を中止したため、青少年海外派遣事業は実施しておらず、審査委員会も開催していません。

◎議長（柴田浩行君）　柴山議員。

◎１６番（柴山一生君）　国際交流というのは、以前の一般質問で私は原市長にも確認しましたけど、市が送ることはないんじゃないかと、民間の団体に実際にかかってもらうようにな

ってくるという流れがあるということで、それは理解しました。

ですから、この委員会というのもこれからなくなっていくんかななんて思ったんですけど、それはそれとして、それで、しかしながら、今のところまだ４つ海外に姉妹都市、あるいは友好都市がありますので、これ犬山市との提携なもんですから、ほったらかしにするわけにはいかないですね。

先日も韓国の咸安から問合せがあって、市長の名前、漢字はこれでいいですかという確認が来とったんだけど、いいですよって言っとったんですけどね。最低限のやっぱり市としてやっていただかなきゃいけないのはあると思う。それは、少なくとも先方の市長だとか、あるいは窓口の人の連絡先は知っとってもらわなあかんなとは思うんですよ。

とにかく犬山市が国際交流について最低限すべきことは一体何でしょうか、お答えください。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監　武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君）　ご質問にお答えします。

令和６年２月定例会の答弁のとおり、国際交流については、行政主導ではなく、市民や市民団体間の交流、民間での経済交流について、必要に応じて支援を行っていく方針としております。

その方針に基づき、海外の姉妹都市・友好都市、各都市の関係機関及び各国領事館とコミュニケーションを図りながら、海外の姉妹都市・友好都市との国際交流については、民間の交流事業をサポートする役割を担っていきます。

◎議長（柴田浩行君）　柴山議員。

◎１６番（柴山一生君）　ありがとうございました。サポートをしていただくということなんだけど、少なくとも、向こうと細い糸でも何でもいいんですけど、これ途切らせちゃいけないと思うんですけど、それはやっていらっしゃいますか。つまり、年に１回ぐらいのご挨拶ぐらいは必要だと思うんですけど、そういった活動をしているかどうか、再質問です。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

原市長。

〔市長　原君登壇〕

◎市長（原　欣伸君）　柴山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

柴山議員もおっしゃっていただいたように、一環として行政主導ではなくて、民間の皆さんの応援をしていく、そうした国際交流の在り方に、犬山市としてはシフトしていきたいということを申し上げてきました。

でも、その今ある歴史は非常に大切なものでありますので、ご縁というものは大切にしていかなければならないというふうに思っています。

私が確認をしてみると、例えば襄陽の話で申し上げると、40周年のときには書道展をここで開催をして、40周年の記念のときには広報にも掲載をして、市民の皆さんにもお知らせをさせてもらっています。

そして、私もご一緒させてもらいましたが、40周年の首長同士によるオンライン交流もさせてもらいましたし、襄陽のほうからお越しいただいたときは、柴山議員のアジア友好協会のほうにご協力をいただきながら、私も昼食場所にお邪魔をして、ご挨拶、歓迎のご挨拶をさせていただきましたし、先ほどご紹介があった名古屋経済大学から、この夏に行っていただいた。また、今度の９月18日には報告会がありますので、そちらのほうには顔を出していきたいというふうに思っています。

また、咸安のところに申し上げれば、友好協会の方が行かれたときには、親書を持っていっていただきましたし、10周年のときにも広報にご紹介をさせていただきながら、改めて姉妹都市の在り方を市民の皆さんに啓発しているところであります。これまでのご縁、お付き合いは、先ほども申し上げたように、大切にしていきながら、姉妹都市の関係を築いていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　柴山議員。

◎１６番（柴山一生君）　ありがとうございました。今回、５日間ですけど行ってみて、本当びっくりした。すごい発展状況です。あと襄陽については、犬山に対して物すごく恩義を感じているんですね。あれには感動しましたよ。ですから、ぜひこれは何とか続けていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君）　16番　柴山一生議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後２時まで休憩いたします。

午後１時50分　休憩

再　　開

午後２時00分　開議

◎議長（柴田浩行君）　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。11番、岡　覚議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

11番　岡　覚議員。

◎１１番（岡　　覚君）　皆さんこんにちは。日本共産党犬山市議団の岡　覚です。今回４件、発言通告をいたしました。積極的なご答弁を期待申し上げ、質問に移らせていただきます。

今年の夏も非常に暑い夏でした。暑い夏の中で何かいい方法はないのかということの中で、本をめくっていましたら、この「暑熱適応のまちづくり」という本が、これはガバナンスの７月号で見させていただきました。

質問の１は、この衝撃を私は受けまして、ガバナンスの７月号の記事を読んだ中で取り上げさせていただくことにしました。１番は、暑熱適応のまちづくりについてであります。

ここで、３点に分けて質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

①資料を配付いたしました。２つの資料ですね。ガバナンスの記事と、この中に出ています環境省の「まちなかの暑さ対策ガイドライン」というのがありますので、このところから抜粋したものを付けさせていただきました。

質問の①は、要旨ですね、提供いたしました資料の「涼しいまちをデザインする」と、環境省の「まちなかの暑さ対策ガイドライン」をどう受け止めているかです。この点についてご答弁をいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長　森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君）　ご質問にお答えします。

環境省の「まちなかの暑さ対策ガイドライン」では、まちなかの暑さ対策を推進することを目的として、効果的な暑さ対策の実施方法について考え方が示され、11の技術情報が紹介されています。

このガイドラインが対象とする暑さ対策は、屋外や半屋外を対象として、日射を防いで、水・緑・風などの自然の力を生かして、暑さをコントロールする手法を、既存の建物などに追加的に導入していくことで、局所的に人が感じる暑さを和らげる対策を中心に紹介されております。

具体的には、樹木・藤棚などによる緑陰や、人工日よけなどの日射の低減策、地表面などの保水化などの高温化抑制策、壁面などの緑化などの高温化抑制策、微細ミストなどの空気・からだの冷却策です。

また、ガバナンス７月号「涼しいまちをデザインする」では、既存のアーケードや藤棚など、今あるものを再評価しているほか、近年夏の厳しい暑さに対する熱中症対策としては、現在のところは社会保障・社会リスク対応における「自助」「共助」の取組が主流であるが、暑さ対策による経済活動などの機会損失を減らすためには、ガイドラインの具体例を積極的にまちづくりとして取り組み、温熱環境的に快適な空間を提供する「公助」としての暑熱適応まちづくりが提案されています。

一方、都市計画マスタープランでは、自然と人との環境共生型の都市にすることを都市づくりの目標の一つとしていることから、大きな意味では、暑熱適応についても包含されていると言えますが、ヒートアイランド対策を主としたガイドラインの具体的な個別施策の位置づけはありません。

ご質問の「涼しいまちをデザインする」やガイドラインをどう受け止めているかについてですが、これらの状況から、暑熱適応を目的として、新たに整備をしていくものではなく、ガイドラインの技術などが活用できる場合は、費用対効果を見極めながら、それらを指針として整備していくものと受け止めております。

◎議長（柴田浩行君）　岡議員。

◎１１番（岡　　覚君）　答弁ありがとうございました。最初、発言通告をしまして、そしてヒアリングという形で当局と意見交換したときに、そういうふうに問題提起されても都市計画マスタープランにないものはやれないし、やらないしというような、つれない回答があっ

たんですけれども、いやでもやっぱり必要じゃないかという話の中で、今答弁の中で、「都市計画マスタープランでは、自然と人との環境共生型の都市にすることを都市づくりの目標の一つとしていることから、大きな意味で暑熱適応についても包含されていると言えます」という答弁がありまして、かなり最初のニュアンスとは受け止め方がしっかりしてきたなっていう感じを受けていますし、そういう点については評価をしながら聞かせてもらいました。

次に行きます。要旨の②です。提供しました資料の中に、「最初の一歩としてまちなかに日射受熱を低減できる連続的な日陰空間を設けることが重要だ」というふうに述べられていますけれども、このことは私も町に出て、とりわけ歩いたときに、こうしたことを感じます。

犬山市もそうなってほしいなと、そういうまちづくりを始めてほしいなというふうに思っていますが、この点についてはどのように考えているのか、お示しをいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長　森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君）　ご質問にお答えします。

議員お示しの月刊ガバナンス７月号の記事「涼しいまちをデザインする」では、連続する日陰空間として、埼玉県春日部市の藤棚や新潟県上越市の雁木通りの事例について、既存施設の日陰空間において、その熱中症リスクの低減効果を確認し紹介されており、同記事において地域にもともと存在する空間、つまりは既存の空間を活用した「地域資源による暑熱適応のまちづくり」として提案されています。

連続的な日陰空間の整備の事例について、既存の藤棚のある春日部市と、記事の中で先進的な取組として紹介されている神戸市に確認をしました。

春日部市では、以前から存在する藤棚の維持管理のための工事を定期的に行っているとのことであり、新たに藤棚を延長することはしていないとのことでした。

また神戸市では、ＪＲ灘駅やＪＲ甲南山手駅の駅前広場再整備に伴って、パーゴラや日よけ上屋を新たに整備していますが、歩道などにアーケードのような連続的な日陰空間の整備は行っておらず、また整備計画もないとのことでした。

本市においては、犬山駅の東西連絡橋には屋根が設けられていますし、犬山駅西の県道交差点部分には地下道があります。さらに、犬山駅西のタクシー乗り場や市役所正面玄関には屋根があり、図書館入り口には棚もございます。「最初の一歩」としての日陰空間は、様々な形で、既に存在すると認識しています。

議員ご提案の新たな連続した日陰空間の設置につきましては、先ほども答弁しましたが、暑熱適応を目的とした整備をする方針はありません。

◎議長（柴田浩行君）　岡議員。

◎１１番（岡　　覚君）　答弁ありがとうございました。今も議場からも大丈夫かよという意味の声がかかりましたけれども、「最初の一歩」としての日陰空間は様々な形で存在するという答弁だったんですけども、本当ですかね。これは以前から、そうしたものはあります。しかし、新たにこれだけ暑い夏を迎えている中で、市民にとってやっぱり行政も何らかの対

策を打ったぞというのが、最初の一歩であって、そういう点では、今上げた既設のものは、この暑い夏を迎えている市民に少しでも涼しくなってもらおうという、そういう最初の一歩を行政が果たしたということではないと思うんですね。そういうことをしっかりと見据えることが大事じゃないかなというふうに思います。

この点で私は、再質問させてほしい。やっぱり非常に暑い夏を過ごしているわけですので、そういう中で、この暑さ対策について、とりわけ直射日光を何らかの形で防御する、遮断する、こういう取組を進める必要があるというふうに思っているんですね。環境省もそういうガイドラインも出して、11の具体的な施策等についても述べているわけですので、提案したいというふうに思っていますけれども、かつて、犬山駅の東西連絡橋のこの出口付近で、あそこ屋根はあるんですけども、屋根のひさしが本当に小さいんですよ。それでみんな雨にぬれていて、雨で滑って転ぶ人たちを何人も見かけているんです。

そういう点で、もっと出入口の部分を広くして、ぬれを少なくして、ひさしをつけたらどうだと雨対策として、そういう提案をして検討してもらって、概算どれぐらいかかるかということも出してもらったりしたこともあるんですけれども、私は当時は雨対策でしたけれども、今はやっぱり日差し、直射日光をどう防御するかということがやっぱり大事だということもあって、雨が降っても、日が差しても、荷物を持っていても傘なしで歩ける、そういう通路、歩道、これが必要だなというふうに思っています。

先ほど鈴木議員が宝塚市へ行ったときの話、ちらっと出されましたけども、私も20年ほど前に宝塚へ行ったときに、駅から市役所までずっと傘なしで歩道を歩けたんですね。当時では私、初めてだったもんですから、いいなと思った記憶がありまして、そういう点ではやはり駅の東西ともやはり連絡通路から屋根をずっとつながる形で歩道を広げて、雨も防げる、そして直射日光も防げるという、そういう歩道に変えて、まずは最初の一歩を始めるべきじゃないかなというふうに思うんです。

西側で言えば、やっぱり今の連絡通路から、駅西の連絡通路から僕は市役所までの歩道を、そういうふうに傘なしで日光も防げるし、雨も防げると。東側は、バス乗り場までは当然必要ですし、タクシー乗り場が反対側、ロータリー回ったところなもんですから、そこまではやっぱり雨も、それから直射日光も防げる歩道が必要だし、そういうことをやる中で、この暑い夏を市民が過ごす中で、行政も対策取っているなということを、目に見える形で進めるのが大事じゃないかなというふうに思っていますけれども、最低で私は最初の一歩として、そういうものをやったらどうかというふうに思いますけれども、再質問でお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長　森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君）　再質問にお答えします。

議員が具体的にお示しいただきました、犬山駅東口からタクシー乗り場まで、犬山駅西口から市役所までの連続的な日陰空間につきましては、夏の日差しの遮蔽には一定の効果が期待できますが、冬場においては日差しが遮られることなどで、体感温度などの低下も想定されます。

いずれにしましても、繰り返しとなりますが、暑熱適応を目的とした連続的な日陰空間を整備する方針はございません。

◎議長（柴田浩行君）　岡議員。

◎１１番（岡　　覚君）　今の時点での当局の方針、これは今の答弁で分かりました。しかし、私は今回初めてこうした提案しましたけれども、一つやはり市民の皆さんの意向ですね、本当にこれだけ暑い夏を乗り切るための工夫をやっぱり行政側も考えてやってほしいよという思いがあると思いますし、それから８月初旬に議員研修会がありまして、一人の議員の提案じゃ駄目だと、議員みんながどう考えてるかということを意見交換しながら、それを議員一人の意思じゃなくて、議会の意思にして練り上げていく意見交換が大事だということを研修で学びましたので、そうしたこともこの議場にみえる議員の皆さんとも意見交換しながら、その皆さんの思いも確認しながら、私自身もこのことについては引き続いて探求していきたいというふうに思っています。その上でまた、当局のほうにも申し述べたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

要旨の３、このガバナンスの三坂先生というのは、なかなかしっかりした先生で、ほかにもいろんな取組をやっているんだなということを、「涼まち研」ですとか、そういう横断的なこともやっていまして、日本建築学会や日本ヒートアイランド学会等々でもいろんな発言を重ねているみたいです。

そして、この暑熱適応のまちづくりを、この最初の一歩だけでなくてさらに将来を見据えて継続的に維持発展させることが大事であり、それをまちの活性化にもつなげる必要があるということも述べています。

私は、今回提案した以上は、この先生の趣旨を酌んで、そこまで将来的な方向性も見据えた上で、犬山市も対応策を練っていってほしいという思いで、そういう将来展望については２番のところでもうつまずいていますから、これも難しいのかなとは思いますけれども、一応お聞きいたしますので、よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長　森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君）　ご質問にお答えします。

ご質問の継続的に維持・発展させることについては、気候変動などの影響で気温上昇が深刻化する中、市全体として、関連する部署それぞれが、これらの暑熱適応の工夫をする必要はあると考えますが、先ほどから答弁させていただいておりますように、現在のところ、暑熱適応を目的とした整備という予定はございません。

◎議長（柴田浩行君）　岡議員。

◎１１番（岡　　覚君）　今の都市整備部の部長からの答弁はね、やむを得ないのかなという思いがあります。この三坂先生も各自治体では様々な部門があって、その部門がそれぞれ連携し合って、横断的に取り組んでいく必要があるということも述べています。そういう点では、今の環境省のそのガイドラインに基づいて、今後そうした全庁の関係する課と連携を取りながら進めていくということになると、やはり環境課が主体になっていく必要があるだろ

うというふうに思っていまして、再質問で環境課のほうは、経済環境部のほうになりますね、ではこうした将来にわたって、この課題についてはどのように取り組んでいくのか、再質問でお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長　新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君）　再質問にお答えします。

犬山市のまちづくり全体を考える上での指針を示すものとしては、先ほどから出ています都市計画マスタープランというのがありますが、環境行政においては、犬山市環境基本計画があります。

環境基本計画の中で、「暑熱適応のまちづくり」について、具体的にそのような記載はありませんが、策定に当たっての課題として、「気候変動への適応」を掲げ、個別目標の中に、「気候変動適応策の推進」と記載しています。

この気候変動適応策の推進は、自然災害対策の推進と健康被害対策の推進を掲げており、緑を活用した熱中症対策の推進や熱中症の注意喚起、気候変動適応に関する施策の検討、推進を取り組む内容としています。

市としては、環境基本計画に基づき、イベント等での日陰やミストなどの設置の呼びかけなど、できることから取組を進めていきたいというふうに考えています。

◎議長（柴田浩行君）　岡議員。

◎１１番（岡　　覚君）　昨日、私どもの議員団で小川議員が多治見駅へ切符を取らないかんって言って行ってきましたら、駅周辺でずっとミストを浴びてきたということで、やはりそういうことも含めて、この暑い夏の中で暑熱適応のまちづくりについて、何らかの取組を始めているぞっていうこと、私はやはり都市整備部が、まず直射日光を遮る日陰を連続的につくってほしいというふうに思っていますし、その提案については、また議会の皆さんとも議論したいと思っていますし、さらにそれを継続的に取り組むに当たっては、やっぱり環境課が中心になって、環境省のガイドライン等に基づいたことを進めていく必要があるというふうに思っていますので、ぜひ新しい課題だとは思いますけれども、本当に多くの市民がこの暑さにあえいでいるわけですので、そうした市民の健康や命を守るという立場から、行政がやるべきことを進めていってほしいということを強く申し上げて、質問の１を終わりまして２に入ります。

２も実は関係が強いものであります。熱中症予防対策について、１、要旨は一つにしてあります。熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針の具体化、指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターの指定、これが実際に義務づけられてきていますけれども、このクーリングシェルターの指定等の進捗状況はどのようであるか、答弁をいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長　新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君）　ご質問にお答えします。

８月末時点で、公共施設５施設、民間施設９施設をクーリングシェルターに指定しております。

公共施設については、犬山市役所、シンエイライフ犬山ライブラリー、市民交流センターフロイデ、それから市民文化会館・南部公民館、楽田ふれあいセンターの５施設を指定しております。

民間施設については、事業者と協定を締結し、７月にスギ薬局犬山中央店、介護ステーションみそら野を、８月に市内７郵便局を指定しております。

また、キャスタヨシヅヤ犬山店とも、指定に向けた調整を今進めているところでございます。

指定施設については、市ホームページで公表しており、熱中症特別警戒情報が発表された際においても、改めて周知を行います。

また、各事業所及び施設所管課には、施設開放時にクーリングシェルターであることを示すポスターの掲示を依頼しております。

今後も、熱中症特別警戒情報が発表された際の備えとして、クーリングシェルターの指定推進に取り組んでまいります。

◎議長（柴田浩行君）　岡議員。

◎１１番（岡　　覚君）　答弁ありがとうございました。私、もうちょっと取組がにすいのかなと思っていたんですけども、しっかり取組を始められていたことで安心しましたが、この夏に観光客の多い本町にいて熱中症に倒れたという情報で、救急車が駆けつけたということがあったというお話も聞きました。

今のクーリングシェルターを見てくると、本町通り等、観光客の多いところにはないのではないかなというふうに思っていまして、そういう観光客が倒れたということの対応策も含めて、とりわけ本町通りを公の施設や民間の施設も含めて、私は指定していくと。そして、この環境庁のクーリングシェルターのここですっていう、何て言うんですか、マークですね、これはあくまでこういう指定でいいんだというようなことで、自治体で少し工夫して、もう少し工夫してもいるとか、そういうのは工夫してもいいんだっていうなことが書いてありまして、ただ、まだ僕は街中で見てないんですけれども、そういうことを含めてもうちょっと、いざというときはそこが進めるんだなということが分かるようなことをもっと取組を加速してほしいなと。今年の夏はもうあと１週間で終わるというふうに私は思って、ほっとしているんですけども、来年の暑い時期には、もうちょっとそういう安心感を市民にも来訪者にもやる必要があるんじゃないかというふうに思っていますが、再質問でその辺についてどのような取組を進めていくか、お願いいたしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長　新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君）　再質問にお答えします。

熱中症特別警戒情報は、過去に例のない危険な暑さなどとなり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発表されております。

そのような状況であるため、国においても不要不急の外出を控え、涼しいところで過ごしていただきたいというのが基本的な考え方でございます。

しかし、そのような場合であっても、本町通りには多くの観光客が訪れることは考えられます。

議員ご提案の、本町通り沿いの公共施設や民間施設を指定することについては、公共施設としてはどんでん館や文化史料館などがありますが、有料施設ですので、その施設の利用者とクーリングシェルター利用者の区別や対応などに課題等があると考えております。

本町通りからは少し離れますが、まずは城前観光案内所を指定するように、今現在進めております。

また、民間施設についても、規模の大きな店舗が少なく、暑熱を避ける休憩するスペースの確保等の課題があり、本来の店舗としての営業に影響を及ぼすことも考えられます。

したがいまして、公共施設については、指定における課題を施設所管課と共有した上で協議を行い、指定の可否について、方向性等を整理していきたいと思っております。

また、民間施設については、指定できるような店舗があるかどうかという情報も集めながら、可能であれば、その事業者と協議していきたいというふうに考えています。

◎議長（柴田浩行君）　岡議員。

◎１１番（岡　　覚君）　私は、雪国で生まれ育ってきましたので、雨や雪を避けるということで、地方自治体が苦労してきたことも子どもの頃から承知してきました。ここの提供した本の中にも、生まれ育った中で、雪国の雁木通りを取り上げて、これをさらに暑熱のまちづくりにも利用できないかというのが書かれていますけれども、様々な工夫がやはり地方自治体で大事だというふうに思っています。

雨や雪でなくて、敵は直射日光です。だから、太陽光線をいかに防ぐかという、これをやはり人間のこの健康や命を守るという立場から、僕は明確にこれを防ぐ相手として、直射日光を視野に入れた取組が大事なんだということを肝に銘じなくちゃいけないんじゃないかと思っています。

先ほどの発言通告の１番とも関連しますけれども、犬山市がもう少し高度の高い、要するに標高が1,000メートルとかそういう町にあるんだったら問題ないですし、緯度がもうちょっと高いところにあるんだったら問題ないんですけども、私から見てもこの東海地方というのは非常に暑い地域だと思っていますし、犬山市は残念ながらそういう町の一つだと思っていますので、そういう中で暑熱対策というのはやっぱり欠かせないというふうに思いますので、敵はと言っちゃいかんですけども、対象はやはり太陽光の直接受けるのをどう防ぐかという、そういうできるだけ工夫した町にしていかなくちゃいけないんじゃないかというふうに思っていますので、そうした取組を今までは視野に入っていなかった対応の直射日光を避けるという取組を各部署で取り組んでいただきたいですし、そうした中で市民や来訪者の健康を守るという施策を強めてほしいというふうに思います。

質問の３に移ります。街路樹の在り方についてです。

行政も市民も、街路樹は一般論としては緑は欲しいけれども、しかしこれによって大変いろいろ落ち葉をはじめとして、枝が落ちてきて、車が傷んでしまったりですとか、いろいろ

なことがありました。維持管理も大変ですし、それの地域住民も大変ですし、私も住宅にちょうど山が迫ってきている住宅の端っこのところに、木がもう伸びちゃって困っているから切ってくれとか、そういう形で街路樹そのものが全体としては取組としては縮小傾向になってきてるというふうに思っていますし、とりわけ維持管理が大変な思いをしながらやっているということも承知していますが、それはそれとして今回、街路樹のありように関して、犬山ニュータウンの東の道路、市道富岡荒井線の両脇に、ヒトツバタゴが植えられてきました。これはかつての市長が、ヒトツバタゴサミットを開いたり、ヒトツバタゴの自生地の保全を強化したりというようなことをやりながら、ヒトツバタゴというのはやっぱりもうちょっと街路樹にいいんじゃないかというようなことの中で、ヒトツバタゴ並木という、私の中には並木という言葉がインプットされていまして、そのような並木にしたいんだということで、いわゆる農協のある通り、国道41号のところから日の出の交差点までの南北の通りの両側にヒトツバタゴが随分と植えられたというふうに思っています。それによって、落ち葉とかそういうので苦労された近隣の方もみえることも承知していますが、この間、その植えられたヒトツバタゴがほぼほぼ半減されるという状況になっているのかなというふうに思っています。

実は、この議会の始まる直前に、何でこうなってきたんだという、市民からの問合せが寄せられました。僕も即答できなくて、それで、これは話せば多分長くなるなと思いながら、いずれにしてもこれは一般質問でもう少しきちんと整理して、話を聞かせていただきながら、じゃあそのままでいいのかどうかも含めて、善後策も考えられるようにしたいというふうな思いで取り上げました。

とりわけ私の中では、なぜ、あそこのところに、私の中には、住民の中にもヒトツバタゴ並木だよね、あそこはっていう形でインプットされていると思っていますけれども、そういうこの先人たちの思いが、もし文書に残っていたら、それもお願いしたいですし、何本植えてあって今現在、私はおおむね半分ぐらいになっていると思っているんですが、どれくらいになってるのかも教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長　森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君）　ご質問にお答えします。

市内の植栽帯がある幹線道路については、道路整備がされてから相当な期間が経過し、街路樹の大木化・老朽化が進んでおり、街路樹の枝葉が原因で交通標識が見えにくくなったり、交差点や横断歩道での視距が損なわれ、道路利用者の安全確保が難しくなってきています。

そのため、令和５年度、令和６年度の２か年で、道路利用者の安全確保と適正な樹木管理のため、伐採による間引きを行っています。

この街路樹の間引きについては、昨日の丸山議員の一般質問でも答弁したとおり、道路利用者が多い幹線道路において、接続する市道との交差点部から10メートル未満のものや横断歩道から20メートル未満のものや標識などの視認性が損なわれるものなど間引く樹木の基準を設け、道路利用者の安全確保としてその基準に基づいて実施をしております。

議員ご質問の、犬山ニュータウン東側の市道富岡荒井線の街路樹ヒトツバタコについても、この基準に基づいて間引きを行っており、この区間の街路樹89本のうち、44本の間引きを行い、整備後は45本となります。

◎議長（柴田浩行君）　岡議員。

◎１１番（岡　　覚君）　状況は分かりました。ただ、ヒトツバタゴ並木というふうに私の中にも関連する市民、住民の中にもインプットされていたんですけども、それについては調べたけれども分からなかったということで、それも了解しました。

ただ、東小学校には何とかの森、こうとかの森っていうのが多分、３つくらい森の名前をつけて、大事にするんだということで、樹木を大事にして、それを森に育ててというような形で、小学校で学び、大事にされているというふうに思っています。

それから、その並木のところで、車に乗って通る方が大半だと思いますけれども、この暑いときに車で走っていて信号で止まらなくちゃいけないときは、並木の陰へ入って止まると涼しいんですよね。私は大体できるだけ並木の陰に入れるようにしていますが、やっぱり樹木は、先ほど言いましたように落ち葉にしろ何にしろ、マイナスの部分も当然ありますし、維持管理も大変です。だけども市民から見れば、そこの青葉、これは東北のほうのあれになりますけども、緑地や緑の葉っぱは、もえぎどきもいいですけれども、夏の青葉もいいんですね。

どれくらい効果があるのかというのは肌でしか分かりませんけれども、先日私、富士の町内にいまして、それから明治村のそのほうへちょこっと上がったんですね。それもう全部樹林帯で日陰です。何度温度差あると思いますか。33～４度の頃だったんですけど、富士の町内からちょこっと、標高差でいうと100メートルかそこらしか上がらないですから、大体100メートル標高が上がると0.55度くらい、200メートルで１度ちょっとぐらい違うと言われていますけども、100メートルぐらいしか上がってないんですけども、何と２度温度が下がったんです、その日陰へ行って、樹林帯の日陰の中で。それくらいやっぱり樹木の森には効果があるんです。

そういう点ではやはり、僕はヒトツバタゴの並木を大事にしたいという思いが、私ども市民の中には、地域住民の中には染み込んでいますので、幾ら何でも半分にしちゃった中で言うと、もう少し回復できないのかなと。切ってしまったのは、今まで切るという方針の中で切ってしまったのは、それはもうやむを得ないですけれども、例えばこれを見せてもらいました。９つの基準を設けたよと、犬山市独自の基準ですけれども、基準を設けたよと。しかし、その前に枯れてしまったところは、基準に該当していない木がもし生えていたら、そのまま生えた状態になっているところでも、倒れたやつはもうそのまんまなしになっているということなんですね。

例えばそういうところとか、それから、この基準の中で、右折帯が、どこだったっけ、ちょっと字が細かくて分からないんですけど、農協の前はほとんどもうなくなっちゃったんですね。それで右折帯のあるところは、長さ何メートルにわたって木はなしにするよという形で、５本切られていますけれども、あそこの右折帯の左側なんかはね、僕は別に木があっても交通の邪魔にならないというふうに思っていまして、そういうところですね、もともとあ

っても大丈夫なところとか、そういうところも何本もないですけれども、何本かは復活できるところがあるんじゃないかなというふうに思っていまして、やっぱりそういう中で、僕はこれまでの取組は大変苦労されて、維持管理も含めて苦労されてきたことは察しますけれども、そうした緑も大事にしたいという思いもある市民がいる中で、復活すべきだと、たとえ２本でも３本でも復活すべきではないかというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君）　答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長　森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君）　再質問にお答えします。

この街路樹の間引きについては、安全確保のため基準に基づいて実施しておりますので、見直しは行いませんが、伐採計画時に、議員ご紹介のように、既に枯れている木も当然ございましたので、その部分については、植樹の要望がある場合は、地元や特に沿線に住まわれる方の意向も伺いながら検討してまいります。

◎議長（柴田浩行君）　岡議員。

◎１１番（岡　　覚君）　関係地元の意向も確認した上でということなんですけれども、基準、基準と言いますけれども、基準は犬山市の側が勝手に決めた基準であって、少しは復活しようというふうに思えば、これはちょっと整合性に欠けているなという基準もあるわけですので、そういう点もやっぱり私は見直しをやるべきだということも指摘しまして、最後の４件目の質問に移ります。

４、学校教育に関わる諸課題と予算の確保、実施計画の確立等についてということで、趣旨としまして、ハード的な課題（南小・城東中・城東小の大規模改修、小中学校長寿命化計画、各校の給食室改善、理科室や美術室などの特別教室のエアコン設置、体育館への空調設備、照明のＬＥＤ化等）とソフト的課題（給食費無償化拡充、少人数学級の進展、不登校対策や困難を抱える児童生徒の学びのための人員確保、小規模校をはじめ全ての学校存続のための手だて等）で、こうした課題に対して、予算の確保と実施計画を確立していくこと等について質問いたします。

課題で一致しているわけではありません。しかし、私の思っている課題を併記しました。加えてそれとの実施計画等の形で予算を確保していく努力をぜひお願いしたいという思いで今回質問させていただきました。答弁をよろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長　中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君）　ご質問にお答えします。

学校教育に関わる課題が数多くある認識は同じです。教育委員会の計画として、犬山市教育振興基本計画があり、令和５年４月に第３次を策定し、市の組織改編に伴い令和６年４月に一部改定しています。

この基本計画は、市の総合計画、市の教育大綱を基に、おおむね５年間の学びのまち犬山

を目指した個別の教育施策とその取組を示したものとなっています。

また、学校教育に関わるものを取り上げたものとしましては、学びの学校づくり、長寿命化計画などがあります。

こうした計画は、市として策定する実施計画の４年に合わせて策定しているものではなく、計画の性格に応じて計画期間を定めており、８年程度というように固定する必要性はないものと考えます。

これらの計画は相互に関連しており、継続して進めていくもの、順番にやっていくもの、すぐに始めていく必要があるもの、ハード面、ソフト面の双方を、市全体での調整の中で優先順位を付け、実施計画、予算編成を進めていくこととなります。

そういった中で、特に重要な課題として取り組むべきと挙げております４つの課題について、現時点での考えを述べさせていただきます。

小規模校をはじめ全ての学校存続のための手だてについては、さきの玉置議員への答弁と重複する部分がありますが、学校は地域づくりの中心であり、犬山市は各地域の特色を生かすまちづくりを進めており、引き続き各学校は地域に根差した特色ある学校づくりを進めていきたいと考えています。

一方で、子どもたちへ大きな支障がない範囲で、行政としての効率化は図っていく必要はあり、プールの在り方や、もう一つ課題として挙げられた給食室改善につながりますが、今年度に各校の給食室調査を実施し、現状の改善点などをしっかりと把握した上で、別の学校で調理した給食を運搬する親子方式の検討も含め、今後の改修を進めていく予定です。

体育館への空調設置については、近年の暑さ対策、熱中症防止の観点として大変有効な手段ではありますが、まずは、今年度実施している校舎内の特別教室への空調設置、既に空調が設置されて15年以上が経過している部屋などの更新、雨漏り対策などを優先させたいと考えています。

少人数学級について、岡議員からは過去の議会でも前向きな議論を度々いただき、令和２年11月議会で答弁したように、現在の35人学級と少人数授業を組み合わせることで、授業の効果を維持し、指導経験の少ない教員を支援する体制を整え、授業の質を確保しています。

社会問題ともなっている教員不足、経験の少ない教員が多い中、犬山市独自の施策として、小学校での一部教科担任への取組や、様々な事情を持った児童生徒に対応しながら、国・県の手配が及んでいない中学校２年、３年で非常勤講師を雇い、増える授業時数に対応できる体制を整え、35人学級を実現しているところです。

いずれにいたしましても、ハード的な課題もソフト的な課題も、一定期間の計画を持ち、進めていくことが大事であるという認識は同じであり、市全体で適切に見直しながら進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君）　岡議員。

◎１１番（岡　　覚君）　今回、学校教育に関わる課題のハード的な課題とソフト的な課題を羅列というか、させていただきながら、それぞれタイムライン的なことまで求めまして、欲張った形でこんな一般質問は私は初めてなんですけれども、それにかかわらず答弁いただきましてありがとうございました。

時間が限られちゃっているんですけれども、１点だけ再質問させてください。

通告では市長にもとは言っていたんですけれども、もし時間があったら市長にも、いや教育長に先に答弁いただきたいことがありまして、できれば市長に、市長がやはり大きな課題としている学校給食の無償化の拡充の前進を、こんな思いでいるんだということがあれば、時間の許す限り発言していただきたいと思います。

教育長に、ずっと少人数学級の件で、国と県の中で35人学級がずっと前進してきました。私はもう次の年度は、もうほぼほぼ国・県で賄えると思っていたんですけど、よくよく答弁を聞きましたら、まだ中学２年と３年が国・県の及ばないところだということが分かりまして、まずこれを取りあえずやはり市の独自持ち出しも含めて、少人数学級をやってほしいという思いでありますが、ただ、犬山市の学校教育の少人数学級というのは、35人学級で終わりじゃなくて、最初から30人学級とか30人程度学級という単語を使ってきたと思っていますので、私はいずれにしろ、引き続いて、30人学級もしくは30人程度学級に、引き続き僕は取り組んでほしいんだという思いがありまして、これが犬山市の教育改革の決め手、肝だというふうに思っているもんですから、この点についての見解を市長のほうからと、合わせてその少人数学級の本来の姿ということも含めて、教育長の思いを述べていただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君）　当局の答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長　滝君登壇〕

◎教育長（滝　　誠君）　時間がありませんので、早めにおしゃべりをさせていただきますけれども、まずは犬山の教育を、犬山市の教育委員会、そして市長部局、それから学校現場をはじめ教育機関、そして岡議員はじめ、市議会議員の皆様方の温かいご理解と、力強いご支援をいただきながら進めてこられたものということで、改めて感謝を申し上げたいと思います。

結論から申し上げますと、30人学級を捨ててしまったわけではありません。じゃあ、なぜ30人が35人になってるんだというような疑問を持たれると思いますけれども、犬山は、県・国に先駆けて30人学級を実施してまいりました。その後を追うかのように、県がそして国が35人学級を順次進めてきて、令和６年度現在でありますけれども、小学校全学年と中学校の１年生については35人学級が実施できております。

国・県が35人学級を進めると並行して、犬山市は30人学級を進めてきたわけでありますけれども、その学級が増えた分の学級担任は、市独自で常勤講師を採用して、学級担任を持たせていたわけであります。

ところが、これ平成30年であります。このまま30人学級を続けるには、あまりにも対象学年が多過ぎる、しかもそれが何年も続いていくというような状況が分かったわけであります。そうなりますと、例えば今年もそうですが、来年度に向けて30人学級を実施しようと思うと、９学級増えるんです。ところが常勤講師を９名増やさなきゃいけない。お金がかかるし、もう一つは、講師を確保するのが非常に困難であるという状況があったわけなんです。

したがいまして、学校現場と協議をしながら、30人学級をこのまま進めていくのか、ある

いは学級をそのままにして、少人数授業のための非常勤を配置していくのか、あるいは特別支援の支援員を配置していくのかということを、学校現場と教育委員会とで協議を進めていきました。

その結果、学校現場は、もう30人というよりも35人を選択し、特別支援の支援員を増やしてほしいという結論を出していったんですね。したがって、特別支援の支援員が次第に増えていったという状況であります。

それで、今現在、７年度の計画を立てているんですけれども、中学校の４中学校のうち、犬山中学校の３年生、それから城東中学校の２年、３年、南部中学校の２年、３年、この５学級が実はまだ35人学級が実現できてない。来年度はこの５学年について、まずは少人数学級を実施したいと。それが実施できたら、また原点に戻って、学校現場と協議をしながら、30人学級を実施するかどうかということについて協議を進めていきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君）　続いて答弁を求めます。

原市長。

〔市長　原君登壇〕

◎市長（原　欣伸君）　岡議員の再質問にお答えをさせていただきます。

そもそも学校給食をどうして無料にしたいんだという考えから少し述べさせてください。

これは言うまでもなく、子どもを１人育てている親さんも、２人育てている親さんも、３人以上育てている親さんも、それぞれの親の皆さんが一生懸命子育てをされています。だから、少子化対策として考えるのではなく、子育て支援の観点から、子育てをする親や子どもの目線、立場で、家族や親だけでなく、子育てを犬山の社会全体で応援していく、支えていくことが大切だという思いで、この給食の無料化を実施をしています。その思いは変わりませんし、これからも変わることはありません。

今後につきましては、厳しい財政シミュレーションの中、全体事業の中で、適切にこれからも判断をしていきたいというふうに思っています。

そして、いつも申し上げていますが、学校給食の無料化は、国が異次元の少子化対策の中で制度として実施すべきだということを常に申し上げています。その思いは変わりません。だから、私たち犬山の立場は、国がやらないから、だから子育て支援に学校給食の無料化は必要だというその思いを国に示すために実施をしています。さらに、国にもその必要性をしっかりと発言をしていきながら重ねていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

◎議長（柴田浩行君）　11番　岡　覚議員の質問は終わりました。

以上で、通告による一般質問は全て終了いたしました。

明日12日午前10時から本会議を再開いたしまして、議案に対する質疑を行います。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

◎議長（柴田浩行君）　本日は、これをもって散会いたします。

午後３時01分　散会